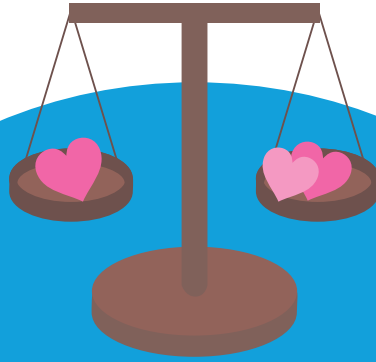


ルールは 誰のもの？

～みんなで考える法教育～



法の重要性を、身近な事例で体感しよう



ルールは 誰のもの？

～みんなで考える法教育～



法務省

MINISTRY OF JUSTICE

まえがき

法教育の 必要性

1990年代以降始まった、各種の改革を経て、国民の自由な活動の範囲が広がる一方、自由な活動から生じ得る紛争を、法によって公正に解決することが、より強く求められることとなりました。

こうした社会の変革を受け、国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付けることが求められています。

法務省 における これまでの 法教育の 取組

法務省において発足した法教育研究会及び法教育推進協議会では、これまで我が国の学校教育等における法教育の学習機会を充実させるため、教育的観点をはじめ、社会的に幅広い観点から調査・研究・検討を行い、法教育の実践の在り方について研究し、学校現場における法教育に役立つ教材の作成等を行っています。

これまでの 成果

法や司法の意義・役割を実感をもって理解し、身に付けることを目指す法教育は、着実に教育現場にも浸透し、実際に法教育に取り組んだ教師の方々からは「法教育の重要性について認識を深めた」との声が寄せられる一方、「法は難しいもの、近寄りがたいもの」という先入観からか、法教育に取り組むことにためらいを覚える教師の方々も多いと聞いています。

近時の うごき (学習指導 要領改訂)

平成23年度から全面実施された新小学校学習指導要領では、社会の変化を踏まえ、社会参画という視点を重視し、「社会生活を営む上で大切な法や決まり」、「国民の司法参加」等を扱うこととされ、様々な科目等で法に関する教育のさらなる充実が図られています。

しかし、学習指導要領はあくまでも基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではないことから、学校現場における法教育の実践の程度、取組状況等については学校等によって対応が異なるものと考えられます。

そこで、これまで、法教育推進協議会等で作成してきた小学生向け法教育教材を、使い勝手のよいものに改訂して冊子化することといたしました。

冊子化に ついて

法教育授業に取り組まれてきた教師の方々はもちろん、これまで法教育授業に取り組まれることにためらいを覚えていた方々にとっても、本冊子を気軽に手にとって、法教育授業に取り組んでいただけるよう、できるだけ平易かつビジュアル化して分かりやすくし、実際に法教育に取り組む際の授業のながれや留意点を明記し、実践的な教材を目指しました。この冊子が法教育授業を行うきっかけになれば幸いです。

さいごに



さいごに、学校教育現場で多忙を極めながらも、本冊子作成に御尽力をいただいた、府中市立小柳小学校主任教諭池田守氏、横浜市教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課主任指導主事梅田比奈子氏、世田谷区立多聞小学校副校長木村夏子氏、世田谷区立塚戸小学校主任教諭染谷恭平氏には心より感謝を申し上げます。

法教育推進協議会



本書の構成

本書は小学校3年生から4年生向けに2つ、
 小学校5年生から6年生向けに2つの教材の合計4つの教材で構成されています。
 各教材の概要、想定されている教科等、目安となる時間数は以下のとおりです。
 なお、本冊子のデータは、付録のDVDに入っていますので、適宜御活用ください。

小学校3年生・4年生向け

タイトル	概要	想定教科等・コマ数
友だち同士の けんか とその解決 	児童が本の貸し借りをを行った際に、本を汚してしまい、けんかになってしまうという具体的な紛争を基に、紛争の発生経緯及びその解決方法について、紛争当事者・調停人という役割分担を通じ、紛争解決を行う際の心構えを意識させる。	特別活動「学級活動」 3部構成・3時間 1部構成・1時間も可能
約束をすること、 守ること 	ものの貸し借りをめぐる紛争という身近な事例を通じ、紛争の生じる原因と紛争解決の方向性をクラス全体で話し合うことにより、日常生活をよりよく生きるための方法について考えさせる。	特別活動「学級活動」 2部構成・2時間 1部構成・1時間も可能

小学校5年生・6年生向け

タイトル	概要	想定教科等・コマ数
もめごとの解決 —国民の司法参加・ ルールづくり— 	掃除活動をさぼったかどうかについてのもめごとという事例を基に、事実の確認を行い、紛争解決の在り方について議論をすることを通じて、司法に関心を持ち、国民の司法参加の意義について考えさせる。	社会科 総合的な学習の時間 特別活動「学級活動」 3部構成・5時間
情報化社会における 表現の自由と知る権利 —情報の受け手・送り手として— 	インターネットを題材とした事例を基に、表現の自由や知る権利の意義を理解させ、自分自身や他者のプライバシーについて意識を高めさせる。	社会科 3部構成・3時間

小学校 3年生・4年生向け

目次 CONTENTS

友だち同士のけんかとその解決

第1	概要	08
第2	指導計画 第1時 けんかの解決方法を考えよう「交渉編」(特別活動)	09
	参考資料1 [教師用]	13
	参考資料 [児童用]	15
	資料1	16
	ワークシート1	18
指導計画	第2時 けんかの解決方法を考えよう「調停編」(特別活動)	19
	ワークシート2	22
	資料2-1	23
	資料2-2	24
	ワークシート3	25
	参考資料2 [教師用]	26
指導計画	第3時 生活におけるけんかとその解決方法(特別活動)	27
	ワークシート4	30

約束をすること, 守ること

第1	概要	32
第2	指導計画 第1時 約束をすること, 守ること(特別活動)	33
	参考資料 [教師用]	36
	参考資料 [児童用]	37
	ワークシート1	38
	資料1	39
	資料2	40
指導計画	第2時 貸し借り(特別活動)	41
	ワークシート2	44

小学校 5年生・6年生向け

もめごとの解決 - 国民の司法参加・ルールづくり -

第1	概要	46
第2	指導計画	第1時 裁判所の仕組み・はたらきと裁判にかかわる人々の役割 (社会科・総合的な学習の時間・特別活動) 47
	資料1	49
	指導計画	第2時 みんなの利益にかかわるもめごとの解決 (社会科・総合的な学習の時間・特別活動) 50
	資料2	52
	資料3	54
	ワークシート1	56
	指導計画	第3時 みんなの利益にかかわるもめごとの解決 (社会科・総合的な学習の時間・特別活動) 57
	判定主張例 [教師用]	59
	ワークシート2	60
	指導計画	第4時～第5時 本当のことって何だろう (社会科・総合的な学習の時間・特別活動) 61
	資料4	68

情報化社会における表現の自由と知る権利 - 情報の受け手・送り手として -

第1	概要	70
第2	指導計画	第1時 情報を自由に得られるということ (社会科) 71
	資料1	73
	ワークシート1	74
	指導計画	第2時 思ったことを自由に言えるということ (社会科) 75
	ワークシート2	77
	第3時①インターネットの便利さと注意事項 (社会科) 79	
	ワークシート3	82
	資料2	83
	ワークシート4	84
	第3時②インターネットと私のこと, 友達のこと (社会科) 86	
	ワークシート5	89
	ワークシート6	90
	[参考] 法務省における法教育の取組紹介 91	

小学校3年生・4年生向け

友だち同士の けんかとその解決



友だち同士のけんかとその解決



第1 概要

▶ 1 新学習指導要領における位置づけ

学習指導要領の「第6章 特別活動」「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」〔学級活動〕「2 内容」〔共通事項〕「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」「ウ 望ましい人間関係の形成」

▶ 2 単元設定の趣旨

本事例で取り上げる題材は、けんかを解決するための交渉・調停を役割演技によって児童に行わせることを通じて、自分たち自身の力や第三者の介入のもとで紛争解決を行うことの意義と心構えを児童に実感として理解させようとするものである。小学校においては、発達段階として、民事司法制度の意義についての学習ができるまでには至っていないと思われるが、本事例のような学習を行っておくことで、中学校段階以降で、民事司法制度や紛争解決制度の意義を学ぶ際に、より深い理解を得る土台を形成することが期待される。

また、本事例は、与えられた題材の中で、自分が担当する役割として不満に思うこと、知りたいことは何かを正確に把握し、その上で、けんかの当事者としてどのような言葉づかいで自分の不満を相手に伝えるか、相手にどのような質問をするか、どのような態度で相手の不満を聞くか（第1時「交渉編」）、上記の各点に加えて、調停人を交えて話し合いをする場合には、各当事者・調停人としてどのような点について留意すべきか（第2時「調停編」）を、児童なりに考えさせるよう工夫されており、読む、話す、聞くといった基本的な言語能力を身に付けることも期待される。

▶ 3 単元目標

- 1 紛争が発生することは避けられないこともあり、そのような場合には、発生した紛争を解決することが重要であることについて理解する。なお、紛争とは、一般的に争っている状態を指し、その具体例の一つに、口論等で争うけんかが含まれる。
- 2 紛争の解決方法として、当事者間の交渉や、第三者を交えた調停等があり、それぞれの特徴等について、役割演技を通じて実感として理解する。
- 3 生活の中で起こる紛争を解決するために必要な態度や心構えを身につける。

第2 指導計画

3部構成・総合計3時間
(1部構成とし、1時間とすることも可能)

第1時

けんかの解決方法を 考えよう「交渉編」

特別活動

本時の
ねらい

友だち同士のけんかを当事者間の交渉によって解決する活動を通じて、けんかとその解決方法について考えさせる。

【留意点】

〔学級活動〕〔2 内容〕〔共通事項〕〔(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全〕は、集団での話し合いを通して、個人の目標を自己決定し、個人で実践する児童の自主的、実践的な活動を特質としている。したがって、これらの特質を踏まえた話し合い等の活動過程を大切にしていく。



	学習活動	指導上の留意点・資料	目指す児童の姿
事前の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 題材を知る。 「友だち同士のけんかとその解決」 自己の体験・経験について、アンケートに答え、振り返っておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳 役割・責任 「身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす」と関連させて指導する。 ● 「友だち同士のけんか」についての様々な体験を掘り起こす。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「友だち同士のけんか」について、自分の体験を振り返っている。
本時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ● けんかを解決するための交渉・調停を役割演技によって児童に行わせることを通じて、自分たち自身の力や第三者の介入の下で紛争解決を行うことの意義と心構えを児童に実感として理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己の体験を振り返りながら、資料1の事例を通じて、「紛争を解決すること」について考える。 ● 資料 〔事前アンケート結果〕 参考資料1(教師用) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 紛争を解決することの重要性をつかんでいる。 ● 紛争を解決する際にどのような態度が必要か実感できている。
事後の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 紛争を解決する際に必要とされる態度を学んだことを受け、それを日々の生活の中で活かせるよう努力する。 ● 自身の成長を振り返る中で、更なる課題意識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 紛争の解決に苦手意識のある子どもには、自分の生活を定期的に振り返らせ、生活の中で起こる紛争を解決するための必要な態度及び心がまえを身につけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の不満や他人の不満を聞く際の言葉遣い・態度を身につけている。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① けんかについて	<p>● 授業の前に</p> <p>➔ 参考資料(児童用)を児童に配布し, アンケートをとる。</p> <p>T: 「けんかはいいことだろうか, 悪いことだろうか」 C: 「悪いことだと思う」 C: 「よくないとは思うけど, どうしてもけんかになってしまうことがある」 C: 「けんかしてしまうことは仕方ないけど, ずっとけんかし続けることはいけない。ちゃんと仲直りすることが大切」 T: 「今日は, けんかしてしまった人たちになりきってみて, 仲直りできるか話し合ってみよう」</p> <p>友だちとのけんかをどのようにして解決したらよいだろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にアンケートを行い, その結果をもとにけんかについて振り返ることも考えられる(ある学校で行われたアンケート例は, 参考資料1(教師用)のとおり)。 	<p>参考資料1 教師用</p> <p>参考資料 児童用</p>
展開	② けんかの役割演技と解決に向けた当事者間の交渉	<p>● AさんとBさんと起きたけんかについてのシナリオ(資料1)を児童の代表が役割演技する。</p> <p>➔ 児童に資料1及びワークシート1を配布し, ワークシート1の①へ記入させ, 発表させる。</p> <p>T: 「二人がどんなことに怒っていて, どんな気持ちになったかを考えよう」 T: 「役割演技を終えて, どんな気持ちになったかな」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・けんかしたときの気持ちを思い出させながら, シナリオ通りに代表者に役割演技させる。 ・シナリオの言葉づかいについては, 地域の方言などを織り込むとよい。 ・資料1は最初から配布はせず, 役割演技が終わってから配布する。 ・必要に応じて, 教師からシナリオの内容を分かりやすくまとめて, けんかの内容を児童がとらえられるようにする。 	<p>資料1</p> <p>ワークシート1</p>



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>●4人ずつの班に分かれ, Aさん役(2人), Bさん役(2人)をそれぞれ分担し, Aさん・Bさんになりきって, 仲直りできるように話し合う。</p> <p>T: 「最初に作戦タイムを取ります。どんなことを相手に対して言いたいのか, 何を相手から聞きたいのか, 相手はどんなことを言ってくると予想されるのか, どのように解決したらよいかなどを考え, 話し合おう」</p> <p>T: 「与えられた事例の中では分からない事柄について質問があったら, 自分たちで想像して答えてみよう」</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>→ 児童にワークシート1の②へ記入させ, 発表させるとともに, 班の話し合いの結果について, 班ごとに発表させる。</p> </div> <p>●話し合いをしてみた感想を発表する。</p> <p>T: 「話し合いをしてみて, どうだったかな」</p> <p>C: 「また, 言い合いになった」</p> <p>C: 「ますます, けんかになった」</p> <p>T: 「それは, どうしてかな」</p> <p>C: 「2人ともすごく怒っているから」</p> <p>C: 「話し合いの中で相手グループが言ったことが気に入らないから」</p> <p>●どうしたらけんかを解決できるか考える。</p> <p>T: 「このまま2人で話し合いをしても解決できないときには, どうすれば解決できるだろうか」</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>→ 児童にワークシート1の③へ記入させ, 発表させる。</p> </div> <p>C: 「別な人に入ってもらうといいと思う」</p> <p>C: 「教師に話す」</p> <p>C: 「親に相談する」</p> <p>C: 「Cさんが間に入って話を聞いてみる」</p>	<p>・けんかとその解決に向けた努力を現実のものとして実感することができるように話し合わせることに留意する。</p> <p>・安易に妥協してしまわないよう, お互いが怒って感情的になっているという自分たちの立場を理解し, その立場になりきって議論するように指導する。</p>	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
まとめ	<p>③ けんかとその解決について</p>	<p>● けんかに関する自分自身の過去の経験を思い出し, どのような点が弱かったのか, これからの自分の生活においてどのように生かしていくかを考えさせる。</p> <p>→ 児童にワークシート1の④へ記入させ, 発表させる。</p>	<p>・この時間の学習の後に第2時「調停編」の学習を行う場合は, 「次の時間では, 第三者がけんかの調停に入ったらどうなるのかについて, 考えていこう」という形でまとめる。</p> <p>・けんかが起こってしまってもそれを解決することが大切であること, 感情的に話し合うとうまくけんかを解決できないこと, 当事者だけではうまく解決できなかつたら, 誰かに入ってもらうと話し合いがしやすいことについて, 自分の考えをまとめさせる。</p> <p>・大人の世界でも争いや対立は存在するが, 当事者の間に入って争いを解決するものとして裁判所などの司法機関があることについて補説してもよい。</p>	<p>ワークシート1</p>





けんかについてのアンケート〈例〉

1

今の学年になってから、どんな人とけんかしましたか？

- 家族（両親，きょうだい）
- 友だち
- 誰ともしていない



2

今までにどんな理由でけんかしましたか？
思い出せるだけ、たくさん書いてください。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| ● 相手が勝手に怒って、けんかになった | ● ちょっかいの出し過ぎ |
| ● ふざけて遊んでいたたり、じゃれ合ったりしているうちにけんかした | ● ぶたれたから |
| ● 注意したら、逆ギレされた | ● ゲームで負けたから |
| ● テレビチャンネルの取り合い | ● 物の取り合い |
| ● 勝手に物を取られた | ● ばかにされた |
| ● 暴力をふるわれた | ● いじめられた |
| ● 言い争い | ● 暴力をふるってきた |
| ● 嫌がることをされたから | ● 無視された |
| ● 待っていたのに一緒に帰りたくないと言われたから | ● 陰口を言われた |
| ● 意見の違い | ● 兄とどちらが先に風呂に入るかで |
| ● 悪口を言われたから | |
| ● どちらかの勘違い | |
| ● 冗談を言ったら、誤解されたから | |
| ● 友だちがまとまって、どこかへ行ってしまったから | |

3

けんかをした後、その相手にどんな行動や態度をとりましたか？

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ● 話さなかった | ● けったり、ぶったりした |
| ● 恥ずかしくて謝れなかった | ● 悪口を言った |
| ● ならみつけた | ● 謝りたくないと思った |
| ● その日は口をきかない | |
| ● しばらくすると、もとに戻るから普通にしている | |
| ● 謝った | |
| ● 嫌がらせをした | |
| ● 話し合い | |
| ● 無視した | |





4

それは、どうしてですか？

- 相手が話さなかった
- 相手が悪いのに謝らなかったから
- むかついたから
- 謝らないと仲直りができないから
- うざったく思ったから
- ずっと、その状態にいるのはいやだから
- 早く仲直りをしたいから
- 謝るとすっきりするから
- 友だちでいたいから
- 相手に頭をたたかれたり、
体当たりされたりしたから
- 自分が悪いと思ったから

5

その相手とけんかして、仲直りできなかったら、あなたは、どうしますか？

- どこがいけないかを聞く
- 友だちにわけを聞いてもらう
- どうしようと悩む
- 裏切られたから、別にいい
- 許してもらうまで謝り続ける
- 相手に優しくする
- 誰かに相談する
- あきらめる
- そのままにしておく
- 時間を置いてから謝る
- 1人ぼっちになってしまう
- しばらく、そのままにする
- 悲しくて、泣いてしまう



6

学校で友だち同士がけんかをしている所を見たら、あなたは、どんな行動をとりますか？

- けんかの理由を聞いて、
お互いどうしたらいいか伝え、
仲直りさせる
- 原因を2人に聞く
- 止めさせる
- 事情を聞く
- 注意する
- 2人とも謝るように言う
- 同じ気持ちになって考えてあげる
- やめさせてもだめなら教師を呼ぶ
- 暴力をふるったら、すぐに止める
- 放っておく
- 見ている





けんかについてのアンケート



1 いま がくねん今の学年ひとになってから、
どんな人とけんかしましたか？

Blank space for answer to question 1.



2 いま今までにどんな理由りゆうでけんか
しましたか？思い出せるだけ、
たくさん書いてください。

Blank space for answer to question 2.



3 あと あいてけんかをした後、その相手にどんな
こうどう たいど行動や態度をとりましたか？

Blank space for answer to question 3.



4 それは、どうしてですか？

Blank space for answer to question 4.



5 あいてその相手とけんかして、
なか なお仲直りできなかったら、
あなたは、どうしますか？

Blank space for answer to question 5.



6 がっこう とも どうし学校で友だち同士がけんかを
している所を見たら、あなたは、
どんな行動こうどうをとりますか？

Blank space for answer to question 6.

マンガの貸し借り(シナリオ)

ある日、Aさんは、Bさんの家に遊びに行きました。



Aさん

おもしろそうなマンガも持ってるね。
ぼくに貸してよ。



Bさん

このマンガは、あまり貸したくないんだよね。
このマンガを描いてるマンガ家のサインが書いてあるんだよ。



Aさん

すごいね。おれ、このマンガ家のファンなんだよ！
大事にするから、貸してよ。



Bさん

しょうがないなあ。なるべく早く返してくれよな。



Aさん

わかったよ。だいじょうぶだよ。

(Aさんは、マンガを持って家に帰る。)

2週間後、BさんがAさんの家に遊びに行きました。



Bさん

ぼくのマンガ、早く返してくれよ。



Aさん

わかったよ。まだ返したくなかったけど・・・ありがとな。

(ふくろに入れたマンガをBさんに返す。)

Bさんは、家に帰って、ふくろからマンガを出したら、サインが書かれていたマンガの表紙が破れていて、すごくよごれていることに気がつきました。





つぎのひ、がっこうで



Bさん 昨日返してくれたマンガの表紙が破れて、よごれていたんだけど、どうしてだよ？



Aさん そんなの知らないよ。



Bさん 知らないわけないだろ。いつも、おまえは、そう言うってうそをつくんだよな。



Aさん なんだと！うそなんかついてないぞ！



Bさん うるさい！おれの大事なマンガをどうしてくれるんだよ！弁償しろよ！



Aさん おれには関係ないよ。なんでおれが弁償しなきゃいけないんだよ！



Bさん 無責任なやつだな。やっぱり、マンガを貸すんじゃないよ。お前とは、もう遊ばないからな！許さないぞ！



Bさんは、Aさんをつきとばしました。



Aさん 痛いな！何するんだよ！すぐに暴力をふるうやつと、だれが遊んでやるかよ！おまえだって、おれに返してないものがあるだろう！ばかやろう！おれだって、許すもんか！

2人は悪口を言い合ってけんかになり、その後、口をきかなくなりました。本当は2人とも仲直りしたいけど、できないでいます。

AさんとBさんがけんかしたとき、AさんとBさんの友だちであるCさんがそばにいて、2人の様子を見ていました。

AさんとBさんの問題をどのようにかいつたらよいですか。お互いが納得のいく(賛成できる)よいかい決策を考えましょう。





ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



とも 友だちとのけんかをどのようにしてかい決したらよいだろう

① Aさん, Bさんはどんなことにおこっていて, どんな気持ちでしょうか。

Aさん

Bさん



はな あ 話 合 っ て み て ど ん な き も 気 持 ち に な り ま し た か。

③ どうしたらけんかをかい決できるとおもいますか。

きょう じゅぎょう かんそう か ④ 今日 の 授 業 の 感 想 を 書 き ま し ょ う 。


けんかの解決方法を 考えよう「調停編」

第2時


特別活動

本時の
ねらい

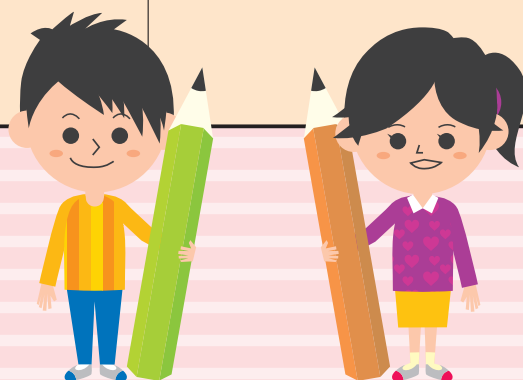
友だち同士のけんかを調停によって解決する活動を通じて、けんかとその解決方法について考えさせる。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	<p>① 事例の確認</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●シナリオの役割演技をもう一度行い、事例を確認する。 <p>→ 児童に資料1を配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各班ごと(4人)にAさん(1人), Bさん(1人), Cさん(2人)と役割を決めて、話し合いの仕方を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活発な議論を行わせるため、学級の実態にあった班を意図的に構成しておくことも考えられる。 ・第1時「交渉編」の学習は行わず、単発でこの題材を扱う場合は、資料1の導入部分を用いる。 	<p>資料1</p>
展開	<p>② 調停による話し合い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前の時間の題材のAさんとBさんのけんかがうまく解決できなかったとして、Cさんに間に入ってもらい、話し合う。 <p>T: 「Cさん役は、Aさん、Bさんが仲直りできるように、お互いがうまく言えないことを聞き出そう」</p> <p>→ 児童にワークシート2を配布し、役割分担に基づき、資料2-1(Aさん用シークレットカード)、資料2-2(Bさん用シークレットカード)、ワークシート3(Cさん用質問カード)を配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●Cさん役が、Aさん役とBさん役が持っているシークレットカード(資料2-1, 資料2-2)に書かれていることを聞き出せたら、質問は成功。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの立場を理解し、その立場になりきって、仲直りできるような解決策を考えた話し合いができるようにする。 ・解決策を考えるに当たっては、例えば謝罪については具体的にどのようなことについて謝るのか、物の引渡しの場合にはいつまでに引き渡すかなど、できるだけ具体的に考えるよう指導する。 	<p>ワークシート2</p> <p>ワークシート3</p> <p>資料2-1</p> <p>資料2-2</p>

友だち同士のけんかをどのように解決したらよいただろう。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
		<ul style="list-style-type: none"> ● Aさん役, Bさん役は, それぞれ言いたいけどうまく相手に言えないことが書かれたシークレットカードを使って答える。シークレットカードに書かれていることを聞かれたら, カードの記載のとおり答えるが, シークレットカードに書かれていないことを聞かれた場合は, 役になりきって答えを考える。 ● Aさん役, Bさん役は, Cさん役からの質問が終了したら, その役割にとって望ましい解決を考える。 <p>→ Cさん役を除く児童にワークシート2の①へ記入させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Cさん役は, 司会者と記録者になり, Aさん役・Bさん役のそれぞれの言い分を聞いて, どんな解決策がよいかを考える。 <p>→ Cさん役にワークシート3の②へ記入させ, 提案させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Cさん役の提案を受け, 仲直りできるか話し合う。 <p>T: 「提案を受け解決できたかな」</p> <p>→ Aさん役・Bさん役にワークシート2の②③④へ記入させ, 班ごとに発表させる。</p> <p>T: 「仲直りできた班に, どんな解決策になったか発表してもらいます。解決できた班は, どうして解決できたと思いますか」</p> <p>C: 「Cさん役がお互いの話をよく聞いて, 問題を整理してくれたから」</p> <p>C: 「Cさん役がいい解決方法を思いついたから」</p> <p>C: 「Aさん役・Bさん役も, Cさん役がいることで冷静に話げできたから」</p> <p>C: 「Cさん役に話すことで, いやな気持ちが少しスッキリする気がしたから」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特にCさん役には, 争点を明確にするなど, 話し合いを整理しながら進めるよう指導する。 ・それぞれが提案する解決策の例は, 参考資料2(教師用)のとおり。 	<p></p> <p>参考 資料2 教師用</p>

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>T:「解決できなかった班は、どうして解決できなかったと思いますか」</p> <p>C:「感情的になって、相手の話を聞かないで自分のことばかり主張したから」</p> <p>C:「Cさん役が片方の当事者に肩入れしているように見えたから」</p>		
まとめ	⑤ けんかとその解決について	<p>● 第三者が入ると話し合いがうまくいくことがあるのはなぜかなど、けんかに関する自分自身の過去の経験を思い出し、どのような点が弱かったのか、これからの自分の生活においてどのように生かしていくかを考えさせる。話し合った感想をまとめる。</p> <p>→ 児童にワークシート2の⑤へ記入させる。</p>	<p>● 第二時で学習を終える場合は、次のようにまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> けんかが起こってしまってもそれを解決することが大切であること、感情的に話し合うとうまくけんかを解決できないこと、当事者だけではうまく解決できなかったら、誰かに入ってもらうと話し合いがしやすいことについて、自分の考えをまとめる。 大人の世界でも争いや対立は存在するが、当事者の間に入って争いを解決するものとして裁判所などの司法機関があることについて補説してもよい。 	<p>ワークシート2</p>



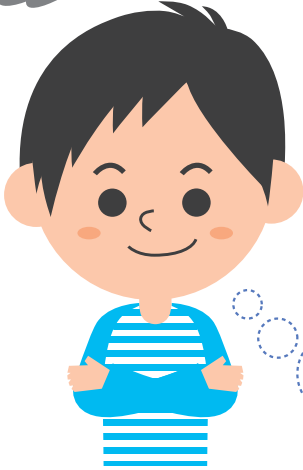


ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



とも どう し けつ
友だち同士のけんかをどのようにしてかい決したらよいだろう

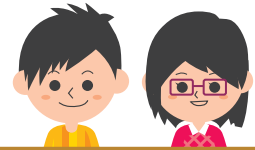
① ()さんが考えた仲直りができると思うかい決策 (Cさんからの質問が終わったら書こう!)



Large empty box for writing answers to question 1.



② うまく話し合いでかい決できましたか。 はい ・ いいえ



③ (かい決できた班) どのようにかい決することにしましたか。

Large empty box for writing answers to question 3.



④ (かい決できなかった班) 何が問題でかい決できなかったのですか?

Large empty box for writing answers to question 4.



⑤ 話し合ってみた感想を書きましょう。

Large empty box for writing answers to question 5.



Aさんのシークレットカード

マンガをよごした理由

- 実は3歳の弟がマンガをよごして破ってしまった。

Bさんから返してもらっていないもの

- Bさんに貸したカードゲームのレアカードを5枚も返してもらっていない。

Bさんに対して怒っていること

- Bさんは、ふだんから暴力をふるうことが多く、今回もつきとばされて痛かった。

あやまりたいこと

- マンガをよごしたのは弟だけど、だまってマンガを返したことは、謝りたい。





Bさんのシークレットカード

Aさんたいに対しておこ怒っていること

- 大切なマンガをよごし、破やぶっただけでなく、そのことをAさんがだまっていたこと。

し 知りたいこと

- どうして、マンガをよごして破やぶったのか理由りゆうを教おしえてほしい。

Aさんかえに返していないもの

- Aさんのレアカードを5枚借まいりている。

あやま 謝あやまりたいこと

- つきとばしたことは、謝あやまりたい。でもAさんが先さきに謝あやまらないかぎり、謝あやまりたくない。





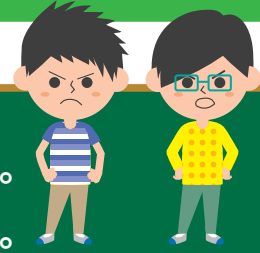
ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



Cさん用質問カード

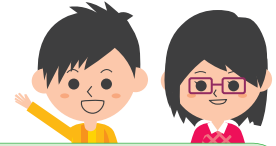
① (質問のヒント)

- Aさんは、どんなことについておこっているのでしょうか。
- Bさんは、どんなことについておこっているのでしょうか。
- マンガの貸し借り以外に、困っている問題 (サインが入ったマンガの表紙が破れていること、BさんがAさんに返していない物があること、Bさんがすぐに暴力をふるうこと) をどのようにかいつ決したいですか。
- 仲直りするためにAさんとBさんは、どうしたらよいですか。
- 謝ること以外に、相手にしてほしいことや、相手にしたいことは何ですか。



※その他に仲直りできるために聞き出したいことは、自分で考えて質問しましょう。

② (提案)



今までの質問から、わたし(ぼく)たちは、AさんとBさんが仲直りできるかいつ決策を考えました。

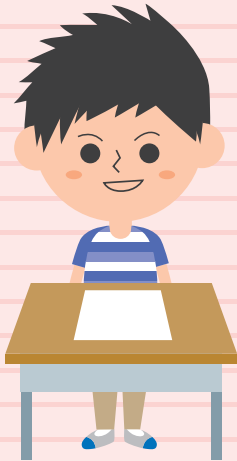
- Aさんは、()するのがいいと考えました。
理由は、()だからです。
- Bさんは、()するのがいいと考えました。
理由は、()だからです。

わたし(ぼく)たちのかいつ決策に、納得(賛成)できたら、言葉を交わして、仲直りをしてください。

まだ、お互いの考えや気持ちに、納得(賛成)できないとしたら、さらにお互いの考えや気持ちを落ち着いて話してください。

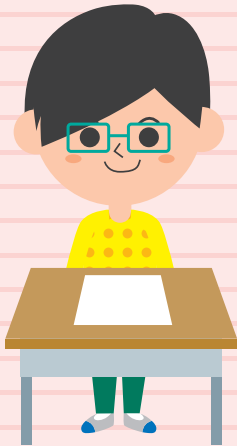


AさんやBさんから聞き出したことをメモしよう!



Aさんの解決策例

- 謝りたい。
 - マンガの代わりに、いまBさんに貸しているレアカードのうち2枚と、汚してしまったマンガと同じマンガを貯金で買って渡したい。
 - レアカードの残り3枚は返してほしい。
 - 今後暴力はふるわないことを約束して欲しい。
- (その他、話し合う中で出てきた意見をもとに、自由に考える)



Bさんの解決策例

- 自分が悪かったことは謝る。
 - Aさんの弟がやってしまったことは仕方ないので、別の新しい人気マンガ1冊を買ってもらい、わたしてほしい。
 - 借りていたレアカード5枚は、Aさんにすぐに返す。
- (その他、話し合う中で出てきた意見をもとに、自由に考える)



Cさんの解決策例

- Aさんは、弟がマンガを破って汚してしまったこと、だまってよごれたマンガを返してしまったことを謝る。
 - Bさんは、Aさんをつきとばしてしまったことを謝って、もう暴力をふるわないと約束する。
 - Aさんは、新品の同じマンガを買って、漫画家に手紙を出し、もう一回、サインをもらって、マンガを返すか、Bさんの気に入る新しい別のマンガを買って返すか、レアカードのうち何枚かをBさんにあげるか、Bさんが納得する方法を選んでもらい、来週までに実行する。
 - Bさんは、借りているレアカードを明日までに返す。
 - 納得がいけないところがあったら、両親や教師に話して、アドバイスや意見を聞く。
- (その他、話し合う中で出てきた意見をもとに、自由に考える)

生活におけるけんかとその解決方法

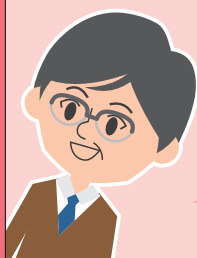
第3時

特別活動

本時のねらい

交渉と調停の違いを意識しながら、前時の学習の問題点やCさんの立場について考えさせ、紛争解決を実際の学校生活にどのように生かしたらよいかを話し合うことができる。


	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
導入	① 交渉と調停の結果の違い	<ul style="list-style-type: none"> ● AさんとBさんで話し合った時とCさんが入って3人で話し合った時の結果を振り返る。 T: 「AさんとBさんの話し合った時とCさんが入って3人で話し合った時は、それぞれどういう結果になったかな」 C: 「当事者同士の話し合いでは、またけんかになって、うまく解決できない班が多かった」 C: 「Cさんが入ると、お互いの気持ちを聞き出せるから、うまく解決できる班が多かった」 	<ul style="list-style-type: none"> ・AさんとBさんで話し合った時やCさんが入った時の話し合いの結果を振り返らせる。 	
展開	② 当事者同士の交渉で紛争を解決するときの留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● AさんとBさんの当事者同士での話し合いの結果を踏まえ、当事者同士でけんかを解決するとき気をつけるべきことについて考える。 ➔ 児童にワークシート4を配布する。 T: 「実際に、友だち同士の間で問題が起きたときに、お互いが注意しなければならないことは何だろう」 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時までの学習を踏まえて、児童が実感として気をつけなければならないと思ったことを引き出すように留意する。 	ワークシート4



生活の中でけんかが起きたら、どのようにして解決したらよいだろうか。



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	<p>③ 第三者を交えた調停で紛争を解決することの意義</p> <p>④ 調停人の留意事項</p>	<p>→ 児童にワークシート4の①へ記入させ、発表させる。</p> <p>C: 「ものの言い方に気をつけないと、余計けんかになる」</p> <p>C: 「暴力をふるってはいけない」「感情的にならないように気をつける」</p> <p>C: 「自分が悪いことは悪いと認め、素直に謝る」</p> <p>T: 「けんかを、当事者だけでなく、他の人を交えて解決しようとしたときは、当事者だけで解決しようとしたときと、どんないいことがあるかな」</p> <p>→ 児童にワークシート4の②へ記入させ、発表させる。</p> <p>C: 「けんかの当事者の気持ちが楽になって、言えなかったことも言えるようになる」 「間に入ってくれる人に対しては、けんか腰で話をするのが少なくなるので、話し合いがしやすい」</p> <p>C: 「間に入ってくれる人は、冷静にけんかを見ているので、当事者同士では思いつかなかった解決方法を教えてもらえる」</p> <p>T: 「誰かがけんかの調停をしてくれたら、その人がどんな態度でも、けんかは解決しやすくなるのかな。調停をする人は、どんなことに気を付けるべきかな」</p> <p>→ 児童にワークシート4の③へ記入させ、発表させる。</p> <p>C: 「片方にだけ肩入れして話を聞く人から解決方法を提案されても、不公平だから受け入れられない」</p> <p>C: 「お互いの話をしっかりきいてから、よく考えてアドバイスをしてあげないといけない」</p> <p>C: 「けんかの当事者の話を真剣に聞かないといけない」</p>	<p>・前時までの学習を踏まえて、児童が調停の意義を実感できるよう留意する。</p> <p>・前時までの学習を振り返らせながら考えさせる。</p>	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
	⑤ 生活の中での紛争解決	<p>T: 「自分たちの生活の中でけんかやもめごとが起きたら, どのように解決したらよいか」</p> <p>→ 児童にワークシート4の④へ記入させ, 発表させる。</p> <p>C: 「暴力をふるわず, 落ち着いて話し合う」 C: 「自分が言いたいことはきちんと言うべきだけど, 言い方が悪いと余計けんかになるので, 言葉づかいに気を付ける」 C: 「相手にも言い分があるかもしれないので, はじめから決めつけなくてよく聞いてみる」 C: 「けんかしている当事者だけで解決できそうになかったら, 他の人に間に入ってもらったら, 言えなかったことが言いやすくなる」 C: 「けんかをして困っている友だちから相談を受けたら, 公平な気持ちで一緒に解決方法を考える」</p>	<p>・前時までの学習を振り返らせながら考えさせる。</p>	
まとめ	⑥ けんかとその解決について	<p>T: 「これまでの授業を振り返り, 生活の中でけんかが起きたらどのように解決したらよいか, 自分の生活にどのように生かすのか, 自分の意見を書いてみよう」</p> <p>→ 児童にワークシート4の⑤へ記入させ, 発表させる。</p>	<p>・けんかが起こってしまってもそれを解決することが大切であること, 感情的に話し合うとうまくけんかを解決できないこと, 当事者だけではうまく解決できなかつたら, 誰かに入ってもらうと話し合いがしやすいことについて, 自分の考えをまとめる。</p> <p>・大人の世界でも争いや対立は存在するが, 当事者の間に入って争いを解決するものとして裁判所などの司法機関があることについて補説してもよい。</p>	



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



せいかつ なか お けつ
生活の中でけんかが起きたら、どのようにしてかい決したらよいだろう



① ^{とも}友だち ^{どうし}同士の間で ^{あいだ}起きたけんかを ^おかい決するとき、
^{たが}お互いが ^{ちゅうい}注意しなければならぬことは何ですか？

Blank area for writing the answer to question 1.



② ^{かんけい}けんかとの関係のない人が ^{ひと}けんかの間に ^{あいだ}いって ^{はい}かい決しようとする、
^などんないいことがありますか？

Blank area for writing the answer to question 2.



③ ^{あいだ}けんかの間に ^{はい}入る人は、^{ひと}どんなことに ^き気をつけて、
^{ひと}けんかをしている人たちから ^{はなし}話を ^き聞けばよいですか？

Blank area for writing the answer to question 3.



④ ^{せいかつ}これから、^{なか}生活の中でけんかが ^お起きたら、^{けつ}どのようにかい決したらよいでしょうか？

Blank area for writing the answer to question 4.



⑤ ^{がくしゅう}これまでの学習を ^ふ振り返り、^{かえ}自分の ^{じぶん}考えを ^{かんが}書き ^かましょう。

Blank area for writing the answer to question 5.

小学校3年生・4年生向け

約束をすること、
守ること



約束をすること、 守ること

第1 概要



▶ 1 新学習指導要領における位置づけ

新学習指導要領の「第6章 特別活動」「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」〔学級活動〕「2 内容」〔第5学年及び第6学年〕〔共通事項〕「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」「ウ 望ましい人間関係の形成」

▶ 2 単元設定の趣旨

子どもたちの間では、ものの貸し借りをめぐる問題が多く起きている。借りる側の問題点としては、①借りたものを大切にしようという意識が希薄である、②期限などの約束を守ろうとする意識が低い、といったことがあげられる。さらに、③人間関係や力関係で自分のほうが優位に立っているという意識が働くと、①や②につながりやすい傾向がある。一方、貸す側の問題点としては、①約束をはっきりしない(できない)で貸してしまう、②断り切れず貸していることがあげられる。

こうした児童の実態を踏まえると、例えば、約束をすることもしないことも自由であること、約束は原則として守らなければならないこと、約束を守らないと相手に迷惑がかかることなどについて、実感として理解させることが重要である。

また、こうした学習を通じて、契約に関わることなく社会生活を営むことはできないことについて気づかせる。

▶ 3 単元目標

「約束をすること、守ること」の意義について改めて考えさせる。

第2 指導計画

2部構成・2時間
(1部構成とし、1時間とすることも可能)

第1時

約束をすること、守ること

特別活動


本時のねらい

約束についての関心を高め、「約束をすること、約束を守ること」について考えさせる。

【留意点】

〔学級活動〕〔2 内容〕〔共通事項〕〔(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全〕では、集団での話し合いを通して、個人の目標を自己決定し、個人で実践する児童の自主的、実践的な活動を特質としている。したがって、これらの特質を踏まえた話し合い等の活動過程を大切にしていく。

	学習活動	指導上の留意点・資料	目指す児童の姿・評価方法
事前の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 題材を知る。 「約束をすること、守ること」自己の体験・経験について、アンケート(参考資料(児童用))に答え、振り返っておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳 役割・責任 「身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす」と関連させて指導する。 ● 「約束」についての様々な体験を掘り起こす。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「約束をすること、守ること」について、自分の体験を振り返っている。 (関心・意欲・態度) 〔アンケート調査〕
本時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 物の貸し借りをめぐるトラブルの事例をもとに、約束を守ることの責任について自分なりの考えをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己の体験を振り返りながら、貸す側、借りる側の問題点を整理し、「約束をすること」について考える。 ● 人と約束をする時に、どのようなことを心がけていくのか、自分の考えをまとめる。 ● 資料(事前アンケート結果)(参考資料(教師用)) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料1及び資料2の問題点から約束を守る責任の考え方をつかませる。 ● 約束をしなおすという方法もあることに気付かせる。 ● 約束は契約ともいうようにふれる。
事後の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 実社会における貸し借りについて知り、貸し借りのよさや返すということについて自分なりの考えをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 返すという約束を守ることによって貸す側、借りる側の双方がメリットを受けられることを気づかせる。 ● 契約自由の原則の考え方を振り返らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の決めたことについて粘り強く努力をしている。 (思考・判断・実践)
事後の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 約束をすること、守ることについて考えたことを受けて、約束について決めたことを努力する。 ● 日々の自己の成長を振り返る中で、さらなる課題意識をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級全体で頑張り確かめ合い、お互いのよさを指摘できるようにする。 ● 約束を守ることについて苦手意識のある子どもには、自分の生活を定期的に振り返らせ、確実に自分が決めたことを実行できるようにする。 	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
導入	<p>① 「ものの貸し借りをめぐりトラブル」</p> 	<p>● 授業の前に</p> <p>➔ 参考資料(児童用)を児童に配布し、アンケートをとる。</p> <p>● アンケートの集計から、ものの貸し借りをめぐりトラブルがあることに気づく。</p> <p>T: 「アンケートからどんなことがわかるかな」</p> <p>C: 「クラスの半分以上がトラブルにあってる」</p> <p>C: 「身近なものの貸し借りからトラブルがおこっている」</p> <p>C: 「なかなか返してくれない人がいる」</p> <p>C: 「借りた人は、ものの扱いがひどい」</p> <p>T: 「今日は、貸し借りのことから、約束について考えよう」</p>	<p>・事前にアンケート調査を行う</p>	<p>参考資料 教師用</p> <p>参考資料 児童用</p>
展開	<p>② 「約束をすること」</p> <p>* 約束(契約)をするしない、またその内容は、当事者が自由に決められる。(約束の自由)</p>	<p>➔ 児童に資料1及びワークシート1を配布する。</p> <p>● 資料1(できごと・その1)から、貸す側、借りる側の問題点を整理し、「約束をすること」について考える。</p> <p>➔ 児童にワークシート1の①へ記入させ、発表させる。</p> <p>T: 「資料1(できごと・その1)では、誰のどんなところがいけなかったかな」</p> <p>C: 「Bさんが、すぐ返さなかった」</p> <p>C: 「Bさんが、無理矢理借りた」</p> <p>C: 「AさんもBさんも、いつまでという期限に関する約束をしなかった」</p> <p>C: 「Aさんの態度がはっきりしていなかった。断れば良かった」</p>	<p>・貸す側、借りる側の双方の問題点を児童から出させて、そこから約束の自由の考え方をつかませる。</p> <p>・Bさんが返さなければならないのは当然であるが、そこにとどまることなく、双方の問題点を引き出す。</p>	<p>資料1</p> <p>ワークシート1</p>

**「約束をすること、守ること」とは
どういうことか。**

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	<p>③ 「約束を守ること」</p> <p>* 人との約束は、守る責任がある。(約束を守る責任)</p>	<p>● 「約束をすること」について知る。</p> <p>→ 児童にワークシート1の②へ記入させ、発表させる。</p> <p>T: 「資料1(できごと・その1)の場合、どうすればトラブルにならなかったかな」</p> <p>C: 「約束をはっきりとすることが大切」</p> <p>C: 「約束の内容をはっきりさせる」</p> <p>C: 「いやだったら約束はしない」</p> <p>● 資料2(できごと・その2)の問題点から、「約束を守ること」について考える。</p> <p>→ 児童に資料2を配布する。</p> <p>→ 児童にワークシート1の③へ記入させ、発表させる。</p> <p>T: 「資料2の場合、ゲームソフトを返すべきかな。それとも返さなくてもよいか」</p> <p>C: 「もともと、Aさんのものなのだから、約束がしてあったとしてもすぐに返すべきだと思う」</p> <p>C: 「約束は約束なのだから、Bさんは5日間使っていていいと思う」</p>	<p>・Aさんが「いやだから貸したくない」と言ってよいことに触れる。</p> <p>・資料2の問題点から約束を守る責任の考え方をつかませる。</p> <p>・約束をしないという方法もあることに気付かせる。</p> <p>・約束は契約ともいうということにふれる。</p>	資料2
まとめ	<p>④ 「あらためて約束をとらえなおす」</p>	<p>● 今後、人と約束をする時にどのようなことを心がけていくのか、自分の考えをまとめる。</p> <p>→ 児童にワークシート1の④へ記入させ、発表させる。</p>	<p>・トラブルがこじれてしまった時はどうしたらよいかについて、状況に応じて教師から話す。</p>	ワークシート1





アンケート集計結果 (小学校6年生; 1クラス28人) <例>

1

ものを貸したり借りたりすることをめぐって、トラブルになったり、いやな思いをしたことはありませんか？

ある 15人

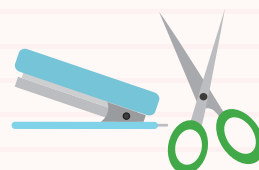
ない 13人

2

「何を」貸したり借りたりする時でしたか。

*数字はのべ人数

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ①本 (小説, マンガ) ……8 | ②ゲーム機 ……5 |
| ③ゲームソフト (ゲームカセット) ……4 | ④カード ……1 |
| ⑤CD ……1 | ⑥ペン ……2 |
| ⑦教科書 ……2 | ⑧のり ……2 |
| ⑨消しゴム ……1 | ⑩えんぴつ ……1 |
| ⑪ノート ……1 | ⑫絵の具 ……1 |



3

どんなトラブルでしたか。

①本 (小説, マンガ)

- ・よごされた
- ・おられた, やぶられた
- ・線をひかれた, しるしをつけられた, 落書きされた
- ・また貸しされていたかもしれない
- ・2か月くらい返ってこなかった, しつこく返してと言って返してもらった
- ・1週間以上たっても返ってこない
- ・なくされた……2

②ゲーム

- ・なくされる……3
- ・なくなったと思ったら違う友だちが持っていた

③ゲームソフト (ゲームカセット)

- ・約束の日がすぎても返そうとしない
- ・期限を守らなかった
- ・なくした

④カード

- ・なくされた

⑤CD

- ・なくされる

⑥ペン

- ・ペン先をつぶされた

⑦教科書

- ・かってにしるしをつけられた
- ・おられた

⑧のり

- ・こわされた
- ・全部つかわれた

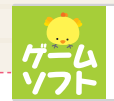
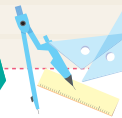




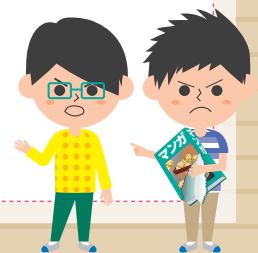
ものを貸したり借りたりすることをめぐって、 トラブルになったり、いやな思いを したことはありませんか？



1 「何を」貸したり借りたりする時でしたか。



2 どんなトラブルでしたか。



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



やく そく まも
「約束をすること, 守ること」

① **資料1(できごと・その1)** から考えよう。



か がわ
借りる側 (Bさん) のよくないところ

か がわ
貸す側 (Aさん) のよくないところ



② どうすればトラブルにならなかったのでしょうか?

③ **資料2(できごと・その2)** から考えよう。

- Bさんは、3日^{みっか}でゲームソフトを { 返^{かえ}したほうがよい ・ 返^{かえ}さなくてよい } と思う。
- それは、なぜですか?

④ 約束^{やくそく}をする時^{とき}, これから気^きをつけたいこと^かを書こう。

できごと・その1 ゲームソフト①

ある日、Aさんの家にBさんが遊びに来ました。



Bさん おもしろそうだね。そのゲームソフト貸してよ。



Aさん え〜、まだ買ったばかりだし、あんまり使ってないんだよなあ。



Bさん いいから貸してよ。



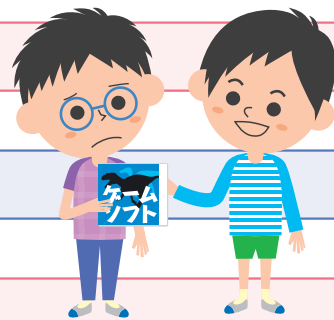
Aさん でも〜。



Bさん 少しだけでいいからさあ〜。



Aさん ……



(ゲームソフトをしばらくBさんに、渡す。)



Bさん じゃあね。

(Bさん、ゲームソフトを持って、家に帰る。)

数日後



Aさん ゲームソフト、どうだった？



Bさん いやあ、あのゲームおもしろいなあ。もう少し貸してよ。いいだろう。



Aさん でも、そろそろ返してほしいんだけどなあ。



Bさん もう少しだけ使わせてよ。いいだろう。



Aさん ……



できごと・その2 ゲームソフト②

ある日、Aさんの家にBさんが遊びに来ました。



Bさん おもしろそうだね。そのゲームソフト貸してよ。



Aさん いいよ。いつまで？



Bさん 1週間貸してくれる？



Aさん う〜ん、少し長いなあ。5日間はどう？



Bさん うん、いいよ。



Aさん わかった、じゃあ、5日間ね。

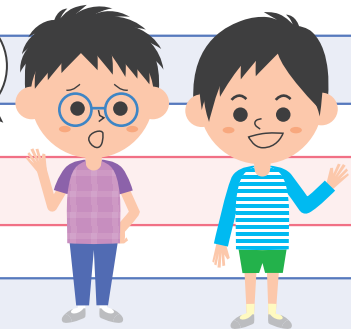
いつか 5日



Bさん 必ず、返すね。



Aさん うん。約束だよ。



3日後、学校で



Aさん ゲームソフト、どうだった？おもしろかった？



Bさん いやあ、あのゲームおもしろいな。まだ、借りていていいんだよね。



Aさん ……実は、急にあのゲームをやりたくなっちゃってさあ。すぐ、返してほしいんだけど、いい？



Bさん え〜。でも、5日間、貸してくれるって、約束したじゃない。






Aさん でも、ぼくのゲームだろう。返してくれよ。

第2時 貸し借り 特別活動

本時のねらい

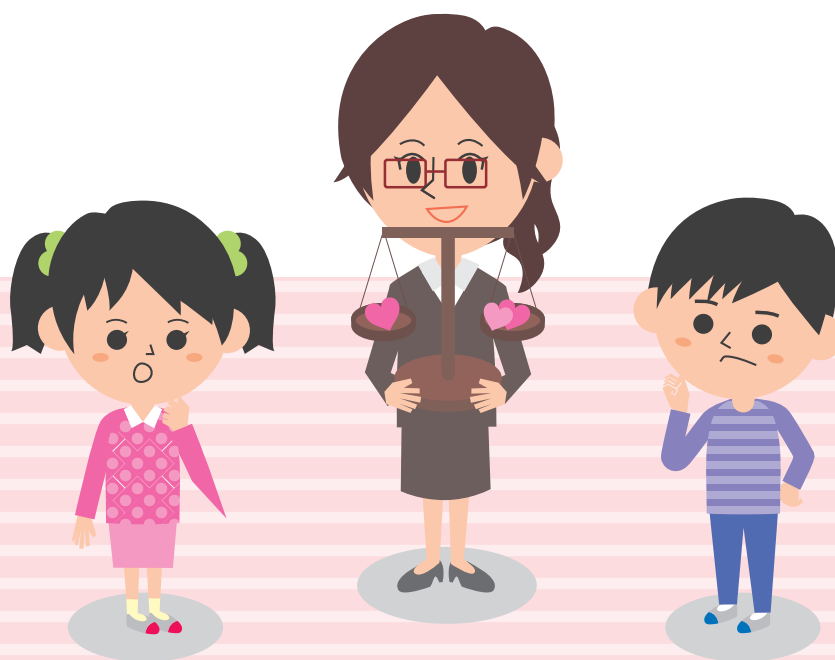
「貸し借り」について考えさせ、「約束をすること、守ること」についての理解を深める。



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
導入	<p>① 実社会の中の貸し借り</p> 	<p>● 実社会の中の貸し借りにはどんなものがあるか考えさせる。</p> <p>→ 児童にワークシート2を配布し、ワークシート2の①へ記入させ、発表させる。</p> <p>T: 「世の中のレンタル〇〇や貸し借りには、どんなものがあるだろうか」</p> <p>C: 「レンタルCD, レンタルDVD, レンタカー, レンタサイクル, 駐車場, 駐輪場, レンタルの衣装, アパートなど」</p> <p style="text-align: center;">「貸し借り」について考えよう。</p>	<p>・自分たちが生活している社会に多くの貸し借りが存在していることに気づかせる。</p>	
展開	<p>② 貸し借りのよさ</p>	<p>● どうして貸し借りをするのかを考える。</p> <p>T: 「どうして、世の中にはこんなにたくさんのレンタル〇〇や貸し借りがあるのだろう」</p> <p>→ 児童にワークシート2の②へ記入させ、発表させる。</p> <p>C: 「便利だから」</p> <p>C: 「出せる範囲のお金で、いろいろなものが借りられるから」</p> <p>C: 「人はほしいものすべてを買うことができるわけではないから」</p>	<p>・貸す側, 借りる側の双方の立場から考えさせる。</p>	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	③ 返すということ	<p>T: 「この間のアンケートでは、本の貸し借りをめぐっていやな思いをしている人が多く見られる。それでは、本の貸し借りのプラス面はないのだろうか。貸し借りのよさとは何だろうか」</p> <p>C: 「自分で買わずに読める」</p> <p>C: 「楽しさを共有できる」</p> <p>C: 「いいものを友達に知ってもらえることができる」</p> <p>T: 「学校の図書室でも本は借りられるが、図書室のよさは何だろうか」</p> <p>C: 「たくさんの中から選べる」</p> <p>C: 「個人では、たくさん買うことができない」</p> <p>C: 「学校の立場に立ってみると、子どもたちの知識がふえる」</p> <p>● 期限を守らないこと(返さないこと)の影響を考える。</p> <p>T: 「アンケートや発表から、返す期限を守らないことが多いようだが、期限に返さないとどんな迷惑がかかるのか考えてみよう」</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>➔ 児童にワークシート2の③④へ記入させ、発表させる</p> </div> <p>C: 「持ち主に迷惑がかかる」</p> <p>C: 「図書室では、次に借りたい人に迷惑がかかる」</p> <p>T: 「もし、レンタカーを借りて返さなかったら誰に迷惑がかかるかな」</p> <p>C: 「まず、それを貸している人(所有者)」</p> <p>C: 「次に借りたい人に迷惑がかかる」</p> <p>C: 「しかも、延滞料金を払わなければならない」</p>	<p>・返すという約束を守ることで貸す側、借りる側の双方がメリットを受けられることを気づかせる。</p> <p>・契約自由の原則の考え方を振り返らせる。</p>	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
展開		<p>T: 「もし, 返さない人が増えたらどうなるのか」</p> <p>C: 「誰も貸さなくなる」</p> <p>C: 「貸し借りがなくなる」</p>		
まとめ	④ 貸し借りについて	<p>● 「貸し借り」について今後気をつけたいことをまとめる。</p> <p>→ 児童にワークシート2の⑤へ記入させ, 発表させる。</p>		ワークシート2



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



か か 「貸し借り」

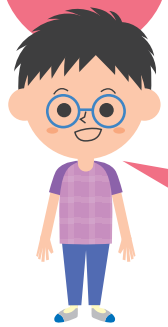
① ^よ世の中^{なか}で^か貸し^か借り^かされているものにはどんなものがありますか。

か がわ
貸す側

② 「貸し借り」にはどんなよい^{めん}面があるのだろうか。



か がわ
借りる側



③ もし、^き期限^{げん}を守^{まも}らなかったら、だれにどんな^{めい}迷惑^{わく}がかかるのだろうか。



④ もし、^{かえ}返^{かえ}さない人^{ひと}が増^ふえたらどうなるのか。



⑤ ^か貸し^か借りを^きするとき^きに^き気^きをつけること。

小学校5年生・6年生向け

もめごとの解決 —国民の司法参加・ルールづくり—



もめごとの解決

—国民の司法参加・ルールづくり—



第1 概要

▶ 1 新学習指導要領における位置づけ

新学習指導要領の「第2章 各教科」「第2節 社会」「第2 各学年の目標及び内容」〔第6学年〕「3 内容の取扱い」〔(2)イ 国会と内閣と裁判所の三権相互の関連, 国民の司法参加〕

「第5章 総合的な学習の時間」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」〔2(2)他者と共同して問題を解決しようとする学習活動〕

「第6章 特別活動」「第2 各活動・学校行事の目標及び内容」〔学級活動〕「2 内容」〔共通事項〕〔(1)学級や学校の生活づくり〕「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」

▶ 2 単元設定の趣旨

(1) 国民の司法参加

裁判員制度の施行により, 児童が大人になったときには司法に主体的に参加することが求められることになるため, 小学校教育において, 児童たちの司法に関する関心を高めつつ, 司法への参加意欲を根付かせていくことが重要である。

本教材は, 小学校第6学年という子どもの発達段階を踏まえ, 児童が, 身近な事例をもとに事実認定を経験し, 紛争の解決の在り方について議論をすることを通じて, 司法に関心を持ち, 国民の司法参加の意義について考えることができるように工夫されている。

(2) 教科等を横断した取組

児童に「国民の司法参加」の意義を実感として理解させるためには, 学校生活で起こりうる紛争とその解決に役割演技と議論の題材を求め, それとの対比において司法参加の意義を考えることが有効であると考えられる。

そこで, 本教材では, 小学校第6学年を念頭に置いて, 教科等を横断した単元を設定し, 学校生活における身近な紛争に関する事実認定と解決に向けた活動を総合的な学習の時間又は特別活動「学級活動」で, 司法の基本的な仕組みと学校生活との対比を踏まえた国民の司法参加の意義を社会科で, これらを通じて得られた知識や考え方を実生活に生かし, ルールづくりを行う活動を特別活動「学級活動」で取り扱うこととしている。これにより, 紛争解決過程において発見された問題が, 立法活動につながり得るという三権相互の関係における司法制度の意義についての理解が深まるとともに, ルールは自分たちの生活を向上させる機能を持つ身近なものであることについての理解が深まることが期待される。

▶ 3 単元目標

- 1 司法制度に対する関心を高め, 国民の司法参加の意義を実感として理解する。
- 2 学校生活における身近なもめごとの事例を通じて, 事実を正確に把握して評価し, また, その事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。
- 3 みんなの利益にかかわる問題を解決するために, みんなで積極的に考え, 解決方法を見つけ出すことの意義を理解する。
- 4 身の回りの問題をルールをつくって解決することを通じて, 社会生活におけるルールの意義について考えさせる。

第1時

裁判所の仕組み・はたらきと 裁判にかかわる人々の役割

社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

本時の
ねらい

司法制度をより具体的にイメージできるように、裁判にかかわる人々と法曹三者のバッジを紹介しながら、裁判所の仕組み・はたらきについて学習する。第4時及び第5時における学習をより効果的なものとするため、第1時で裁判に関する基本的な知識を学んでおくことが有効であるが、学校の実態に合わせて、第1時を変更し、憲法に関する学習の際に、簡単に裁判の仕組みを解説しておくことも考えられる。



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① 三権分立の意味	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の政治における三権(立法権・行政権・司法権)の意味を知る。 T: 「三権を分立させるのはなぜでしょう」 C: 「権力が集まると悪いことをダメだということができない」 C: 「三権がチェックし合うことで、物事が悪い方向にいかないようになる」 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法の内容等は、別の機会に取り上げる。 ・三権分立の必要性を簡単に取り扱う。 	
展開	② 裁判所の様子と裁判所にかかわる人々	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所の法廷の様子と各バッジのデザインの写真を見て、各バッジに込められた意味と仕事の内容を知る。 T: 「裁判官、検察官、弁護士のバッジはどれか当ててみましょう」 → 児童に資料1を配布する。 C: 「「裁」の文字っぽくみえるから裁判官」 T: 「それぞれのバッジにはどんな意味があるのでしょうか」 C: 「天秤が書いてあるけどどんな意味だろう」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次時との関連から、ここでは司法について取り上げて考えさせる。 ・バッジという具体物を通して、裁判官・検察官・弁護士の仕事と役割に関心を抱かせる。 	資料1

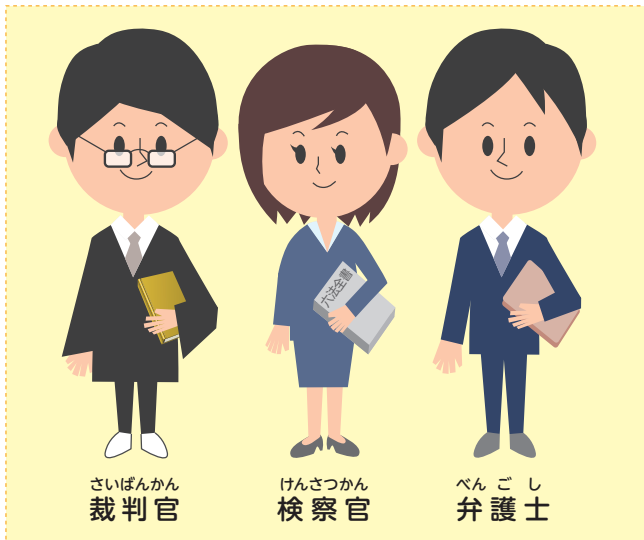
	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
展開	② 裁判所の様子と裁判所にかかわる人々	<p>●各バッジの説明をする。</p> <p>T: 「バッジにはそれぞれ意味があります」</p> <p> ●裁判官…………… <small>やたのかがみ</small> 八咫鏡(真実を映し出す) 「裁」の文字 黒衣(何者にも染まらない)</p> <p> ●検察官…………… <small>しゅうそうれつじつ</small> 秋霜烈日(秋におりる霜と夏の 厳しい日差しのように刑罰や志 が厳しいことのたとえ)</p> <p> ●弁護士…………… ひまわり(自由と正義) 秤(公正と平等)</p> <p>法廷の写真を見せながら, 裁判官, 検察官, 弁護士, 裁判員の位置と人数を確認する。 (3名の裁判官と6名の裁判員)</p>	<p>・裁判員裁判についても写真から簡単に触れる。</p>	
発展	③ 学級活動と裁判のつながりについて関心をもつ	<p>●国の裁判と学級での話し合いとの関連性について話し合う。</p> <p>T: 「学級の問題を自分たちで解決する場合と裁判との間で似ていることは何だろうか」</p>	<p>●裁判と学級会の類似点を話し合わせる。類似点はあまり見つけられないと予想されるが, 課題を明確にとらえさせて, 次時へとつなげる。</p>	



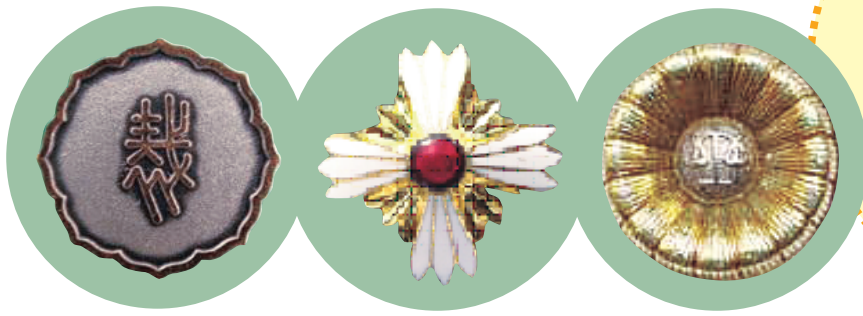
学級の問題を自分たちで解決する決め方と裁判とはどうつながっているのだろう？



さいばんしょ よう す
裁判所の様子を
みてみよう



つぎ
次のバッジは、
さいばんかん けんさつかん べんごし
裁判官・検察官・弁護士の
だれ
誰が付けているのかな？
また、それぞれ、どんな
い
意味があるのだろうか？



みんなの利益にかかわる もめごとの解決



社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

第2時

本時の
ねらい

学校生活における身近な紛争の事例(掃除活動をさぼったかどうかについてのもめごと)について、役割演技を行い、事例の確認と紛争についての第一印象をまとめるという学習を行う。

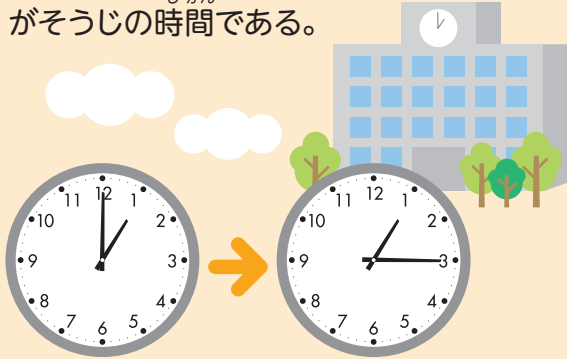
	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① クラスで起きたもめごと	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級でもめごとが起こった原因, そしてそれを解決した方法について話し合う。 T: 「学級ではどんなときにもめごとがおこっているでしょう」 C: 「休み時間にボールを取り合ったとき」 C: 「掃除をさぼる人がいるとき」 C: 「友達から悪口を言われたとき」 T: 「もめごとが起きたときは, どのように解決していましたか」 C: 「話し合って解決した」 C: 「何となくいつの間にか解決していた」 C: 「教師に解決してもらった」 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室では, どのようなことでもめごとが起こっているのか, その解決をどのようにしていたかを考えさせることで, 学習の動機づけを行う。 	
展開	② ある小学校で起きたもめごとのロールプレイ ③ 事件の様子の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ある小学校で起きた事例を紹介し, クラスの中から担当の児童を選出して, ロールプレイをさせて事件の様子を再現する。 T: 「Bさん, Cさんは掃除をさぼったと言えるでしょうか」 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>→ 児童に資料2及び資料3を配布する。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料3を見ながら, だれが, どこで, どのようなことをし, 何を見たか, 事件の様子を確認する(要約すると以下のとおり)。 ★ Aさん(Bさん, Cさんが掃除をさぼったために掃除が時間内に終わらなかった。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が資料2を読んで説明する。見取り図と掃除用具の分担は, 黒板に示しておくか, 印刷して配布しておくことが望ましい。 ・子どもたちによるロールプレイで事件の状況を理解する(資料3)。 	資料2 資料3

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>★Bさん(さぼっていない。ちりとりを取りに行っていたために遅れた。)</p> <p>★Cさん(階段掃除がちりとりを2個使っていたから取りに行ったが、一度1階まで降りて、また4階まで上がった上、しばらく待たされたため遅れた。)</p> <p>★Dさん(廊下の掃除当番。Aさんを支持。Bさん、Cさんがふざけていた。ちりとりを取りに行くのは、1人でできるだろう。)</p> <p>★Eさん(Bさん、Cさんは階段にいた。ちりとりを使用中のために待ってもらった。最初1階に行き、借りられそうもない状況のために4階の僕のところへ来ていた。)</p> <p>★Cさん(Dさんこそさぼっていたのでは。目が悪いから見間違えたか、Aさんと仲良しだから思い込んでいるのでは。Bさんが服のごみを取ってくれただけ。)</p> <p>●この事件の問題の核心は何か、考える。</p>	<p>・全員が興味をもって参加できるように、ロールプレイをする子どもが役になりきるよう指導する。</p>	
		 <p>Bさん、Cさんはさぼっていたと言えるのか？</p>		
まとめ	④ 自分なりの判断	<p>→ 児童にワークシート1を配布し、記入させる。</p>	<p>・事件の経緯を確認し、ロールプレイを見ての第一印象としての判断を記入させる。</p>	<p>ワークシート1</p> 



じ れい
事例

しょうがっこう ごと じ じ ぶん
〇〇小学校では、午後1時から1時15分
じかん
がそうじの時間である。



ねん くみ たんとう ぼしよ きょうしつきょう
6年1組の担当するそうじ場所は、教室・教
しつまえ なが なが おんがくしつ
室前のろうか(流しそうじも含む)・音楽室
(かい かいだん かい かい か
(4階)・階段(1階から4階まで)の4箇
しょ にん わ しゅうかん
所で、8人ずつ4グループに分かれて、1週間
ぼしよ こうたい おんがくしつ そな
ごとに場所を交代している。音楽室には備
つ けのそうじ ようぐ きょうしつ
え付けのそうじ用具があり、教室のそうじ

ようぐ い きょうしつ
用具入れのほうきやちりとりは、教室・ろう
かいだんよう こ きょう
か・階段用である。ちりとりは2個あり、教
しつ かいだん こ
室・ろうかで1個、階段で1個というように
きょうよう つか
共用で使っていた。

ねん くみ
6年1組は、「そうじをがんばる」をクラ
もくひょう まいにち ぼしよ
スの目標としており、毎日、どの場所のそう
じ かんない お
じも時間内にやり終えて、しばしばクラス
ぜんいん おに あそ こうてい たの
全員で鬼ごっこなどの遊びを校庭で楽し
でいた。



たんとう ぼしよ みと す
そうじ担当場所の見取り図





ぶん たん
そうじの分担



きょうしつ ようぐい
教室のそうじ用具入れには、
ほうき^{ほん}10本、ちりとり^こ2個がある。
ちりとりは、①～③で共用。



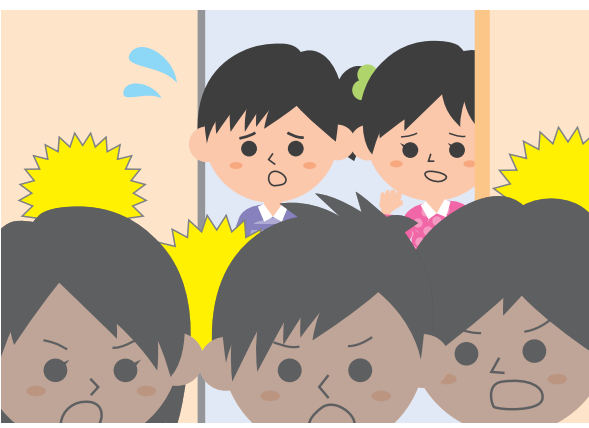
ちりとり

① 教室当番 <small>きょうしつ とう ばん</small>	8人 (ほうき係4人, ゆかふき係4人) <small>にん がかり にん がかり にん</small>
② ろうか・流し当番 <small>な が とう ばん</small>	8人 (ほうき係2人, 流し係2人, ゆかふき係4人) <small>にん がかりふたり な が がかりふたり がかり にん</small>
③ 階段当番 <small>かい だん とう ばん</small>	8人 (ほうき係4人, ゆかふき係4人) <small>にん がかり にん がかり にん</small>
④ 音楽室当番 <small>おん がく しつ とう ばん</small>	8人 (音楽室には備え付けのそうじ用具がある) <small>にん おんがくしつ そな つ ようぐ</small>

もん だい はっ せい
問題発生!



ある日、教室当番のAさんが、そうじ中、
「そうじをさぼっている人がいる」と怒り出し
た。「さぼっている」と名指しで言われたBさ
んとCさんは、「さぼっていない」と反論。言
い合いになってしまった。なかなか話がつか
ず、他のメンバーも心配そうに集まってきた。



そうじを予定どおり終えて、校庭で全員そ
ろのを待っていた者も、教室そうじのメン
バーが来ないのに気付く、様子を見に来てい
る。結局、昼休みの時間も短くなり、楽しみに
していた全員での鬼ごっこはできなくなって
しまった。・・・



1 どうしたのですか？

教室のそうじを始めてしばらくすると、BさんとCさんがいなくなったの。これが初めてじゃなくて、2人は仲がいいからよくそうじをさぼっておしゃべりをしているの。今日も気が付くといなくて、注意しても言い訳ばかりで、とてもいやな気持ちだったわ。



2 2人がぬけるとたいへんですか？

今日は、欠席が1人いたし、机を運ぶのが大変で・・・いなくなって、7分はたっていたわ。なかなか帰ってこないんだから。そうじを時間どおりに終わらせるために、すごくがんばらないといけなくなりました。「そうじをがんばる」がクラスの目標なのに、BさんとCさんはいけないと思います。



3 2人はどうしていたのですか？

そうじをまじめにやっていたのに、そんな言い方はひどいよ。僕は、ほうきの当番だった。ちりとりをしようと思っ、そうじ道具入れに取りに行ったら、ちりとりがなくて・・・。おかしいと思って、ろうかや階段当番の人に聞きに行ったんだ。やっと見つけて帰ってきたら、さぼっていると言われて、ひどいと思う。だいたい、僕らがそうじ中におしゃべりをして注意されたことは、今まで2回しかないよ。

Bさんはそうじをしていたよ。僕は話を聞いて、いっしょにちりとりを取りに行ってあげたんだ。ろうかさんが、階段の人が2個使っているって言うたから、すぐに取りに行ったんだ。一度1階に降りたんだけど、1階の階段当番の人に「今は貸せない」と言われて、次に4階まで上がって、4階の階段当番の人がちりとりを使い終わるのを待って、やっと貸してもらって帰ってきたのに。いきなり、さぼった、さぼったと責められて、僕たちの話なんか聞こうともしない。ひどいよ。僕たちが取りに行かなきゃ、ちりとりはできなかつたんだよ。



Aさん
きょうしつとうばん
教室当番



Aさん
きょうしつとうばん
教室当番



Bさん
きょうしつとうばん
教室当番



Cさん
きょうしつとうばん
教室当番



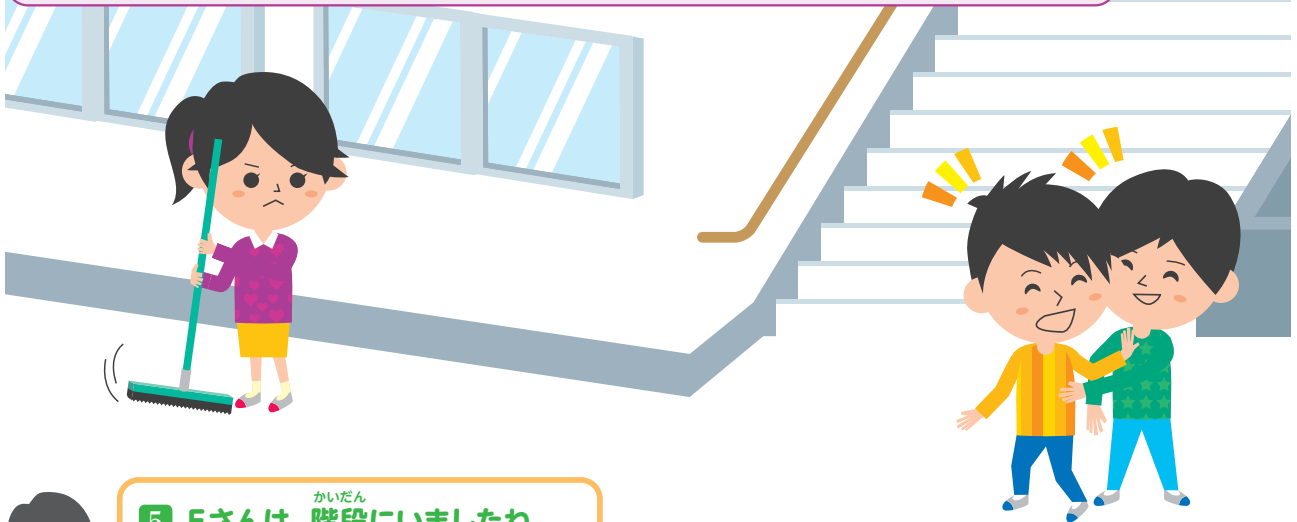


4 Dさんは、ろうかにいたんですね。

わたしは、ろうかそうじでした。Aさんが言うとおりに、2人は長い間教室から離れていたわ。教室から2人で一緒に出て行きました。そのあとしばらくすると、階段の方のいたので、何しているのかなとおもって見ていると、ふざけているのが見えました。BさんがCさんのわき腹をくすぐっていて、Cさんが大笑いしていたもの。ちりとりを探しているようには見えなかった。いつも2人でサッカーの話ばかりしているから、そうじのときもそうだったんじゃない。だって、ちりとり取りに行くくらい、1人でできるでしょ。一緒についていく必要ないと思う。



Dさん
とうぼん
ろうか当番



5 Eさんは、階段にいましたね。
2人を見ましたか？

BさんとCさんは階段に来ていたよ。僕は4階にいたんだけど、2人は1階から急いで上がってきた。でも、僕もちょうどちりとりを使っているところだったから、ちょっと待ってもらったんだ。後で聞いたんだけど、1階で1年生がゴミ箱をひっくり返してしまって、階段に細かい紙くずがたくさん落ちていたんだって。それで、ちりとりも返せない状況だったみたいだよ。



Eさん
かいだんとうぼん
階段当番



6 Dさんは、ふざけていたと言っていますよ。

Dさんは、僕がふざけたと言うけど、ろうかですと階段の方を見ているなんて、それこそさぼっていたんじゃないの。Dさんは、目が悪いから見間違えたのか、Aさんと仲良しだから僕らが悪いと思いきこんでいるんだよ。僕たちは1階で貸してもらおうと思ったら、無理そうだったから、4階のEさんのところに行ったんだ。それでも「待つて」と言われたから、3階に降りてきたところで待つていたんだよ。たしか、待つている間にBさんが服についていたゴミを取ってくれたけど、それがふざけているように見えたんだよ、きつと。



Cさん
きょうしつとうぼん
教室当番

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



1. Bさん、Cさんはそうじをさぼったのだろうか (はじめの自分の考え)

いま じ ぶん かんが おな
今の自分の考えと同じものは？ [() をつけましょう。]



- () BさんとCさんは、そうじをさぼった。
- () BさんとCさんは、そうじをさぼったとは言えない。
- () わ 分からない。



2. なぜ、そう考えたのだろうか。 かんが かんが じ じつ せつ めい 考えのもとになった事実をあげて説明してみよう。



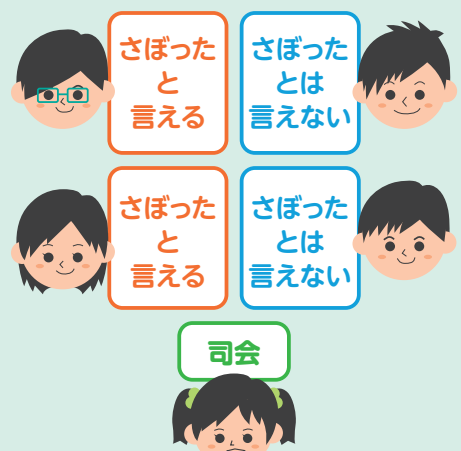
第3時


みんなの利益にかかわる
もめごとの解決

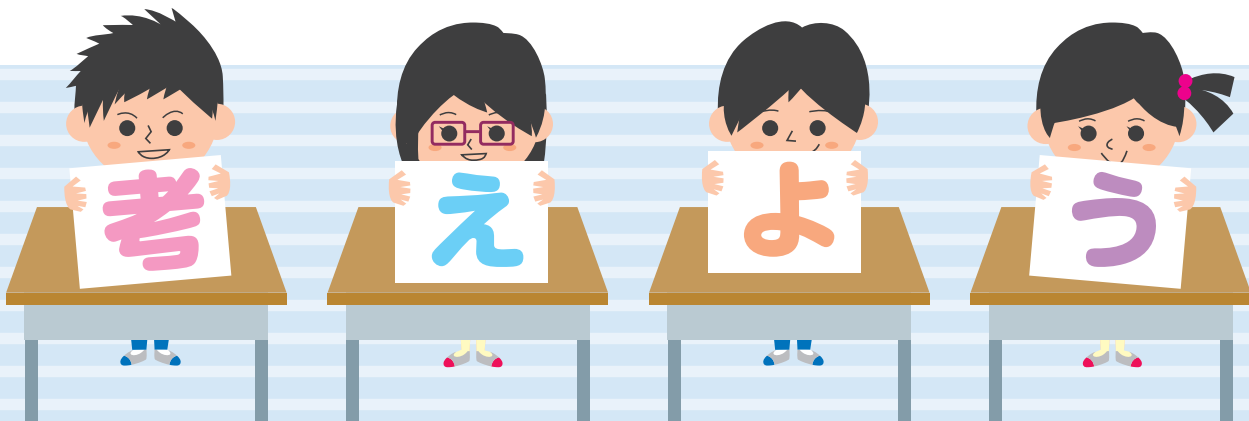
社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

本時の
ねらい

グループごとに、司会役、「さぼったと言える」と主張する役、「さぼったとは言えない」と主張する役に分かれて議論し、理由を示して事実認定を行う。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① 掃除場事件の確認	<p>→ 児童に前時で使用した資料2, 資料3を用意させる。</p> <p>● 掃除場所でのもめごとのロールプレイを再現し、問題点を再確認する。</p>	・ロールプレイを再演させる。	資料2 資料3
展開	② グループ別の検討	<p>● 5人グループに分かれ、 「司会」役 「さぼったと言える」役 「さぼったとは言えない」役 に分かれ議論し、それぞれの立場に立って検討する。</p> <p>配席例</p>  <p>● 最終的な判断は、各グループの司会がまとめ、グループの意見を報告し合う。</p> <p>T: 「グループごとに、話し合った結果を発表しましょう」</p>	<p>・資料2に基づいて、「司会」、「さぼったと言える」グループ(2人)、「さぼったとは言えない」グループ(2人)に分けて話し合いを進める。</p> <p>グループ分けに際しては、個々の児童の意見を離れて、形式的にいずれかの役割を割り当てる。お互いの立場の論拠を重視しながら話し合いを進める。グループの議論が一方に傾いていたら、教師から、あえて異なる立場からの主張を投げかけて議論を深めさせる。</p> <p>*グループとしての意見をまとめさせつつ、個々の児童の意見も大切にする。</p>	資料2 判定主張例 教師用

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>C: 「さぼったと言える。2人でちりとりを探しに行くことはないし, そんなに時間がかかるのもおかしい」</p> <p>C: 「さぼったとは言えない。前にさぼったことがあっても, 今回も同じだとは限らないし」</p>		
まとめ	③ 自分の考えをまとめ, クラス全体の判定を確認する	<p>➔ 児童に, 最終結論をワークシート2に記入させ, 発表させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童の判定基準(意見が変わった理由, 意見が変わらなかった理由)について, 発表させる。 ● クラスの判定を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再度自分の意見をまとめ, クラスの最終決定を確認する。 	
発展	④ 次時の確認	<p>● 次時には,</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>● 判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか</p> <p>● 裁判とは, どのようにつながっているのだろうか</p> </div> <p>について, みんなで考えていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定をする際に大切なことは何かを考えさせておき, 次時へつなげる。 	





さぼったと言える理由〈例〉

1班



意見：さぼったと言える。

理由：たとえ、ちりとりを探しに行ったとしても、2人で行く必要はない。15分しかないそうじの時間で、7分以上もいなくなるのはおかしい。

3班



意見：さぼったと言える。

理由：BさんとCさんは、日ごろから仲がよく、掃除中もよくしゃべっていた。BさんとCさんが、他の人に黙って教室から出て行っていることを考えると、Dさんが言っているように、掃除を抜け出して2人でふざけていたのだと思う。

5班



意見：さぼったと言える。

理由：Dさんは「大声で笑っていた」と言っているし、視力が悪くても2人の動きは見ていたのではないかと思う。もしBさんとCさんが本当にさぼっていないのだとしたら、Dさんがうそをついていることになるが、いくらDさんとAさんが仲がいいからといっても、Dさんがうそをつくほどの理由ではないのではないか。

さぼったとは言えない理由〈例〉

2班



意見：さぼったとは言えない。

理由：教室を黙って離れたことは問題だが、ちりとりが掃除用具入れになかったことは事実で、BさんとCさんは掃除をしようとしりとりを探しに行ったわけだから、さぼったことにはならない。Eさんも、BさんとCさんを待たせていたと言っている。

4班



意見：さぼったとは言えない。

理由：BさんとCさんがしゃべっていたのを見たDさんは、すぐに注意をすればよいのに、後になって「サッカーの話をしていただけ」と決めつけている。DさんはAさんと仲がよく、かたよった見方になっていると思う。Dさんは視力もよくないので、遊んでいたかどうかは分からないと思う。

6班



意見：さぼったとは言えない。

理由：BさんとCさんが前に掃除をさぼっていたことがあったとしても、今回さぼったと認める理由にはならないと思う。前のことは前のことで、今回のこととは別だと思う。

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



とも だち かんが かんが き いち ど かんが
友達の考えも聞いて、もう一度考えてみよう。
はな あ あと かんが
(話し合った後の考え)

いま じぶん かんが おな
今の自分の考えと同じものは? [()をつけよう。]



さいしゅうけつろん
最終結論

- () BさんとCさんは、そうじをさぼった。
- () BさんとCさんは、そうじをさぼったとは言えない。
- () わ 分からない。



はん だん り ゆう
(そう判断した理由)
はん だん り ゆう か
なぜそう判断したのだろうか。理由を書いてみよう。



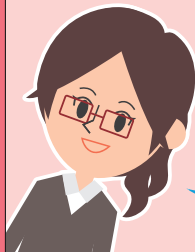
第4時 本当のことって
第5時 何だろう

社会科・総合的な学習
の時間・特別活動

本時の
ねらい

前時までの学習内容を踏まえ、事実を認定する際に必要な態度について確認するとともに、みんなの利益にかかわるもめごとをみんなで考えて解決することの意義について考えさせた上で、第2時の活動と裁判員制度との類似点について考えさせ、国民の司法参加の意義を実感として理解する。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① 今回の事例についての判定	<p>●前時の個人判定を聞き、活動を思い起こす。</p> <p>→ 児童に、前時に使用した ワークシート2を用意させる。</p> <p>T: 「Bさん,Cさんは掃除をさぼったのでしょうか」 C: さぼった …………… ○人 C: さぼったとは言えない………… ○人 C: 分からない …………… ○人</p> <p>●多数決によれば、クラスとしては、B・Cさんは「さぼっていない(いた)」という結論。 T: 「なんでそのように(さぼった・さぼったとは言えない・分からない)と考えたのでしょうか」 C: 「前にもさぼったことがあるから」 C: 「遊んでいたかどうかはよく分からないから」</p> <p>●その結論に至った理由で一番重視された事実・理由は、「◇◇◇」という点だった。</p>	<p>・自分の判定に挙手をする(多数決をとる)。 ・多数決において、「分からない」は、「さぼったとは言えない」ことを意味することに注意が必要。</p>	<p>前時に使用した</p> <p>ワークシート2</p>
展開	② 判定を下すときの注意事項	<p>●今回の事例で判定を下すときに気を付けなければならなかったことを話し合う。</p> <p>T: 「判定を下すときには、どのようなことに気を付けなければならないのでしょうか」</p>		



何が本当だったのかを判定するときには、どんなことに気を付けなければならないだろうか。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	<p>③ みんなにかかわるもめごとを、みんなで考えて解決する心構え</p> <p>④ 今回の事例と裁判の類似点</p>	<p>C: 「最初から結論を決めつけない」 C: 「思い込みや決めつけで判断しない」 C: 「関係者の言い分を良く聞き、状況を良く確かめる」 C: 「自分の意見を大切にしながら、より良い意見があればその意見に素直に従う」</p> <p>● 今回のようなもめごとが、自分たちのクラスで起こったとしたら、どうすればいいか、話し合う。</p> <p>T: 「今回のようなもめごとが起きたら、どうしますか」 C: 「教師に解決を任せきりにしないで、自分たちでもめごとについて考えるようにしたい」 C: 「もしかすると自分自身が「さぼった」「さぼっていない」というもめごとに巻き込まれるかもしれないことも考えて、公平に判断することが大切」 C: 「さぼってしまった人は素直に謝ることが大切だし、周りの人たちは許す心を持つことが大切」</p> <p>➔ 児童に資料4を配布する。</p> <p>● 実際の裁判では、事例で出てきた人たちと、事例について判定したわたしたちは、誰に似ているか、考える。</p> <p>似ているところ</p> <p>① Aさん……………➔ 検察官 ② Bさん, Cさん……………➔ 被告人・弁護人 ③ Dさん……………➔ 証人 ④ Eさん……………➔ 証人 ⑤ 司会(判定もする)………➔ 裁判官 ⑥ 判定をしたみんな………➔ 裁判員</p>	<p>・クラス全員で行う予定の鬼ごっこができなくなったということに着目させ、みんなの利益にかかわるもめごとであることを確認する。</p> <p>・ロールプレイの役割と実際の裁判での立場を比較しながら検討する。</p>	<p>資料4</p>

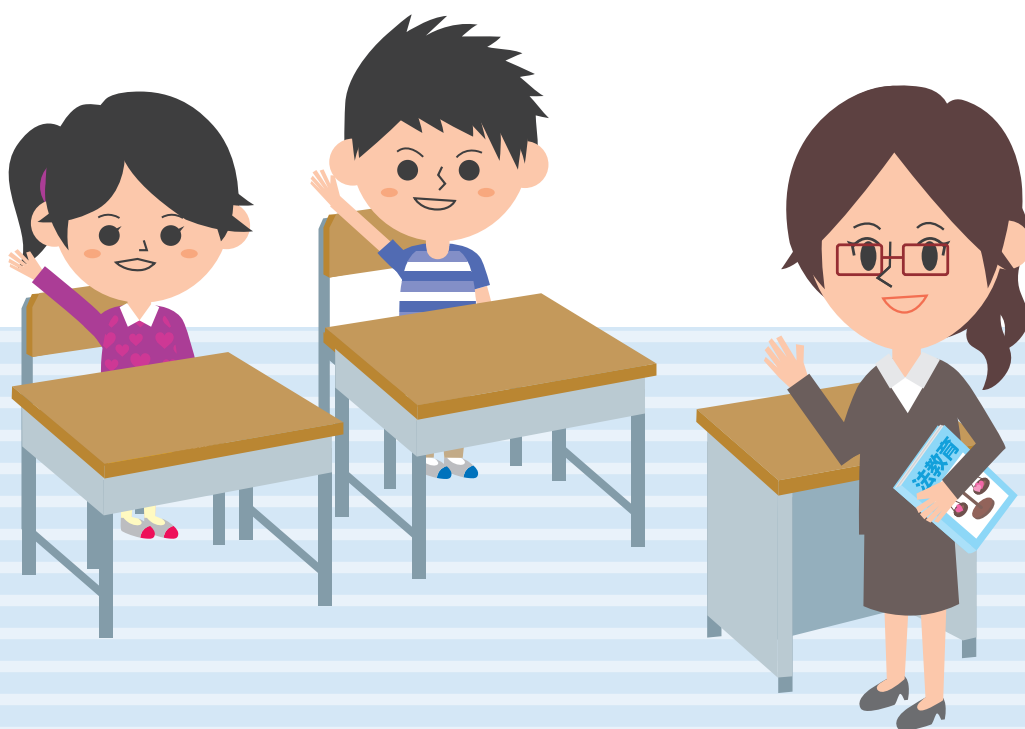
	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
展開	⑤ 事例のもめごとが起こった根本的な原因とその解決	<p>異なるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 判決の基準や手続を定める法律がある。 ● 有罪判決には強制力があり, 刑罰を科せられる。 ● 検察官は, 犯罪という社会に対して悪いことを行った人を罰するため, 社会の利益を代表して裁判所に訴えるのに対し, Aさんは, Aさん自身が被害者・目撃者の立場にある。 ● BさんとCさんは掃除をさぼったと言われていた本人なので, 被告人により近い。裁判は, 刑罰を科すかどうかという厳しい場面なので, きちんと被告人の利益を守ってあげられるよう, 弁護人がつくことになっている。 <p>● 事例のもめごとはなぜ起こったのか, これからどうしたら同じようなもめごとが防げるのかについて考える。</p> <p>T: 「もめごとは何で起きたのでしょうか。そして, どうしたらもめごとにならないようにできるでしょう」</p> <p>C: 「ちりとりが2個しかないのに, 階段当番が2個使っていたのが悪い」</p> <p>C: 「『さぼってはいけない』というルールをつくる」</p> <p>C: 「BさんとCさんが, 出て行くときに他の人に声をかければよかった」</p>		
まとめ	⑥ 国民の司法参加の意義	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判員制度について簡単に説明する。 ● 平成21年5月21日から実施。 ● みんなの利益にかかわる重大な刑事事件(殺人事件など)を取り扱う。 ● 判決は, 3名の裁判官と一般人から選ばれた6名の裁判員が議論(評議)して, 決定(評決)する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度については教師が簡単に説明する。 	

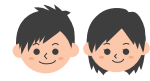
	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ● 将来, 自分たちは誰もが裁判員になる可能性があるが, 裁判員に選ばれたら, どんなことに注意すべきか, 「判定を下すときの注意事項」を参考に考えをまとめる。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● みんなの利益にかかわる重要なことを決めるのだから, 積極的に参加する。 ● 最初から結論を決めつけない。 ● 思い込みや決めつけで判断しない。 ● 関係者の言い分をよく聞き, 状況をよく確かめ, 公平に判断する。 ● 事実を見極める。 ● 自分の意見を大切にしながら, より良い意見があればその意見に素直に従う。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの活動を踏まえ, 子どもたちの話し合い活動を通して, 左のような観点を自分たちの力で考えつかせたい。 	
発展	⑦ クラスの中で, 改善すべききまり	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級での話し合い活動を基にして, クラスの中で改善したいきまりやルールはないか考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の学習活動につなげる。 	
	<ol style="list-style-type: none"> ① はじめの言葉 ② 司会グループの紹介 ③ 議題の確認 ④ 提案理由の発表 	<p style="text-align: center; border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 2px;">5時限目に行うことが考えられる議題例</p> <p>議題「クラスのボールの使い方を決め直そう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輪番で行う司会グループが, 話し合いの進行を行う。 ● 学級生活に関する問題について, 提案者が提案とその理由を発表し, 質疑応答の中で問題の共有化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に, 児童から学級生活に関する問題を提起させ, 整理しておくことも考えられる。 ● 話し合うときの留意点として, 前時に学習した「判定を下すときの注意事項」を提示しておく。 	

学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
<p>⑤ 話し合いの順序の確認</p> <p>⑥ 話し合い</p> <p>① 現状の問題点を出し合う</p> <p>② ルールをつくる</p>	<p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休み時間, A子とB子がクラスのボールを使っていたら, 後から来た男子グループが2人だけで使うより大勢で使う方がよいとボールを取り上げた。ボールを使うルールを決めたい。 <p>司会: 提案者と同じように困ったことがあった人はいませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男子の中でバスケットボールとドッジボールに分かれて遊んだときにボールの取り合いになり, 早い者勝ちで廊下を走って取りに行ったり, 隠したりした。 ● 男子がいつも使っているから, 女子は使おうと思うこともなかった。 ● 自分たちが使えないときに, 他の学年の使っていないクラスのボールを黙って使っていた人がいた。 <p>司会: どのようにしたら本当にクラスのボールとしてみんなが使えますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 早い者勝ちにしないでたまには女子にも使わせる。 ● 使う曜日を男女で分ける。 ● 20分休みに男子, 昼休みに女子が使うようにする。 ● 席の列ごとに分ければいい。 ● 曜日で分けると5日だから2日と3日で不公平。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初から結論を決めつけない。 ● 思い込みや決め付けで判断しない等。 <p>● 話し合いの前に, クラスのボールがどのように使われているか, 司会グループで調査し, 記録しておくようにする。</p> <p>● ルールをしっかりと決めていないために, 早い者勝ちになって, みんなで使うのではなく, 一部の者しか使っていないことに気付かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見を発表するように促す。 ● 友達の意見をよく聞いて, さらによい考えを出せるように助言する。 <p>★ルールはただ決めればよいのではなく, 「みんなが楽しくボールを使えるようにする」という目的を達成するような内容のルールをつくらなければならないことを意識させる。</p>	

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
	<p>7 決まったこと の発表と 教師からの 話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 休み時間で分けると, 昼休みは掃除が長引くから, ボールを使える時間が短くなってしまう。 ● 席の列ごとだと遊びたい人が別の列にいたら困る。 ● 男子と女子に分けるんじゃなくて, 一緒に使えばいい。 ● 女子と一緒にだと強く投げられないからつまらない。 ● 女子にも強く投げられる人もいる。 ● 体育のボールゲームのようにルールを工夫すればいい。 <p>決定例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女一緒に使う。 ● ボールを使うときは「○○やる人!」と誘ってから校庭で一緒に遊ぶ。 ● 遊びたい者が複数あるときは順番に遊ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ● 話し合いの結果, 今後の活動, 話し合いの進め方の振り返り, 次回への見通しを指導する。 ● 話し合いの進め方の育ちを具体的に取り上げてほめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見を十分に出しついで結論を出すように指導する。安易な多数決で解決しようとするときは, みんなが納得できる結果かどうか吟味するように指導する。 <p>学級会の記録</p>	

学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の点について確認する。 ●ルールは、「みんなが楽しく生活できること」を目的として、みんなが参加してつくるものであることを確認する。 ●みんなで作ったルールは、みんなで守らなければいけないことを確認する。 ●ルールを実際に使ってみて、不都合が生じたときには、またみんなで議論してルールを変えるべきであることを確認する。 	<p>★法教育の観点からは、この確認が特に重要。</p>	





学級での話し合いと裁判の関連図

話し合いの場【法廷】

Bさん、Cさんは、そうじを
さぼっていたのだろうか？



し かい やく
司会役
さい ばん かん
裁判官



は ん て い
判定したみんな
さい ばん い ん
裁判員



やく う っ た ひ と
Aさん役 (訴えた人)
けん さ つ かん
検察官



やく う っ た ひ と
Bさん、Cさん役 (訴えられた人)
ひ こ く に ん べ ん ぎ に ん
被告人/弁護人



Dさん
し ょ う に ん
証人



Eさん
し ょ う に ん
証人

小学校5年生・6年生向け

情報化社会における 表現の自由と知る権利 —情報の受け手・送り手として—



情報化社会における 表現の自由と知る権利 —情報の受け手・送り手として—



第1 概要

▶ 1 新学習指導要領における位置づけ

新学習指導要領の「第2章 各教科」「第2節 社会」「第2 各学年の目標及び内容」〔第5学年〕「2 内容」〔(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする〕「ア 放送、新聞などの産業と国民生活とのかかわり」「イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり」

▶ 2 単元設定の趣旨

現代の情報化社会においては、情報技術が著しく発展したことにより、多くの国民が、テレビやインターネットを通じて大量の情報を得ることができるとともに、インターネットを通じて情報を発信することもできる。このような社会においては、よりよい生活と社会をつくるために様々な情報を交換することが重要であることを理解しつつ、情報の受信及び発信の主体として適切な行動をとることができる資質・能力を身に付けることが必要になる。

本単元は、情報化社会における表現の自由や知る権利の意義を、身近な題材を用いて児童に理解させるとともに、表現の自由とプライバシーとの緊張関係を意識させ、他者の権利にも配慮するという情報の送り手として必要な責任ある態度を身に付けさせようとするものである。このような学習を行うことで、民主主義を支える重要な権利である表現の自由や知る権利の意義についての一定の理解を得ておき、中学校段階における更に高度な憲法の学習に進むことが期待される。

なお、本単元では、第3時については二つのバリエーションを用意している。

▶ 3 単元目標

- 1 情報が制限されることによって生じる様々な不都合について考えることを通じて、情報を受け取ることの重要性（知る権利の意義）を理解する。
- 2 自分たちが思ったことを自由に表現できることの重要性（表現の自由の意義）を理解する。
インターネットにおける情報の交換の積極的意義を踏まえつつ、自分自身や他者のプライバシーについての意識を高める。

第1時

情報を自由に 得られるということ

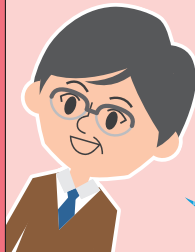
社会科

本時の
ねらい

テレビ、新聞やインターネットといったメディアについての児童の実際の利用状況を踏まえつつ、情報が制限されることから生じる不便や不都合を具体的に考えさせ、情報を自由に得ることができること(知る権利)の意義を理解させようとするもの。その際、架空の王国を設定して、その王国での不便・不都合を考えてみるという方式をとることによって、学習内容を児童にとって理解しやすいものとしている。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T)、予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① 情報がない場合の不便さ	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ、新聞、インターネットなどの児童の利用状況について質問し、これらのメディアの利用が生活の中にどれくらいの比重を占めているかについての認識を共有する。 ● テレビ、新聞、インターネットがなくなったら、どうなってしまうか話し合う。 <p>T:「もしも、テレビや新聞、インターネットがなくなったらどうでしょうか」 C:「毎日つまらない」 C:「知りたいことを知ることができなくて困る」 C:「何があったか、分からない」 C:「スポーツの結果や天気予報も知ることができない」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報産業や情報化した社会の様子については、別の機会に取り上げるか、この時間の導入において取り上げることが考えられる。 ・具体的に自分の生活に引きつけて考えることができるように助言する。 	
展開	② 情報の制限と私たちの生活	<ul style="list-style-type: none"> ● 資料1の「きめきめ王国」の話をもとに、情報を得ることができる手段が限られていたら、どのような不都合が生じるのかを考える。 <p>T:「きめきめ王国ではもらえる情報が限られているけれど、どう思いますか」</p> <p>→ 児童に資料1及びワークシート1を配布し、ワークシート1に記入させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「きめきめ王国」で実際に得られる情報は何かを考えさせた上で、感想を述べさせる。 	<p>資料1</p> <p>ワークシート1</p>

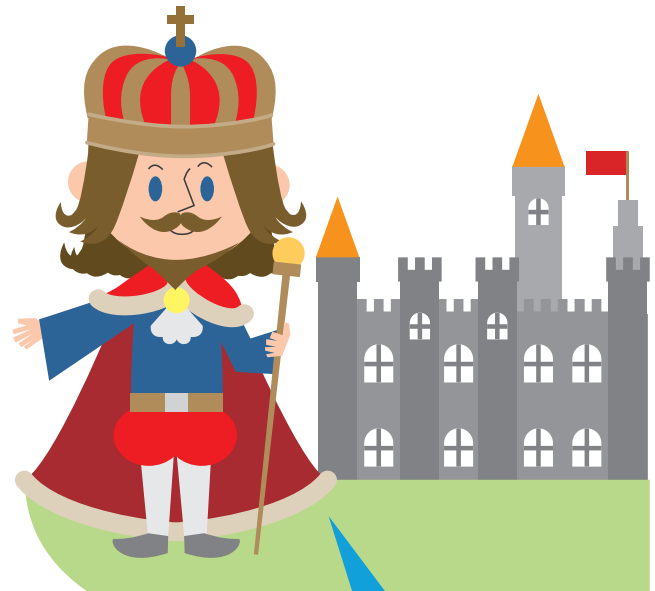
知ることができる情報が限られていたらどうなるだろうか。



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>C: 「王様の都合のいいことだけ伝えられるのでいやだ」</p> <p>C: 「情報をくれる人が限られていて, 他人からの情報がないから, 何が本当か分からない」</p> <p>C: 「自分たちの知りたいことが自分で知ることができないとなんかだまされてしまうような気がする」</p> <p>C: 「きめきめ王国の人は反対しなかったのかな?」</p> <p>T: 「自分たちの生活が, 「きめきめ王国」のようだったらどうでしょう」</p> <p>C: 「ぜったいいやだ」</p> <p>C: 「自分の知りたいことを知ることができないなんて, とても不便」</p> <p>C: 「好きなアニメ番組やサッカーの試合中継もなくて, 面白くない」</p> <p>C: 「そんなふうになったら, 世の中で何が起きているか分からない」</p> <p>C: 「情報をくれる人の思い通りにみんながコントロールされてしまいそう」</p> <p>C: 「そんなテレビやインターネットなら, 見ない方がまし」</p> <p>T: 「今の生活の中で, テレビ, 新聞, インターネットで自由に情報を受け取ることができることのよさは何でしょう」</p> <p>C: 「いろんなことを知ることができて役に立つ」</p> <p>C: 「いろんな意見を比べて, どれがいいか考えられる」</p> <p>C: 「自分の意見と他の人の意見を比べて, もともと持っていた意見よりももっといい考えを発見できるかも」</p>		
まとめ	<p>③ 知る権利の意義</p>	<p>● いろいろな情報を得ることができることのよさについてまとめる。その際, 情報を得ることができる権利が「知る権利」といわれることを補説する。</p>		



あるところに「きめきめ王国」という国がありました。そこでは、王様によって、いろいろなことが決められています。ある日、王様は、こんなきまりをつくりました。



きめきめ王国の国民よ。私は、これからテレビ、新聞、インターネットについてのきまりを言うぞ。

テレビ

チャンネルは1つだけで、放送しているのは次のものに限る。

● 天気予報

● 国や警察が発表したニュース

※自分で取材したものやインタビューしたもの、撮影したものはだめ。

● スポーツの結果

● 国が許可したマンガなどの子ども番組

※コマーシャルも王様がいいと言ったものだけ。



新聞

1種類だけ。のせていい記事は、テレビと一緒に。



以上。これらのきまりをしっかりと守るよ。



インターネット

王様が許可したものだけをインターネットに流せる。





ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



「きめきめ王国」の国民が、テレビ、新聞、インターネットで
知ることができるのはどんなこと？



もし、今の生活が「きめきめ王国」みたいだったら、
どう思う？



テレビ、新聞、インターネットでいろいろな情報を
自由に得られることのよさって何だろう？

第2時

思ったことを自由に言えるということ


社会科

本時のねらい

家族との会話, 学級会, 電話, 手紙など, 児童が普段から行っている様々な表現(言語)活動について振り返り, 表現活動についての意識を高めた上で, 思ったことを自由に表現できること(表現の自由)の意義を理解させようとするもの。



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
導入	① 自分たちの表現活動	<ul style="list-style-type: none"> ● どのようなときに, 自分が思っていること, 考えていることをそのまま言ったり, 書いたりできるのか, 考えさせる。 <p>→ 児童にワークシート2を配布し, 記入させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を考えさせる。 	ワークシート2
展開	② 表現活動についての意識	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分が思っていること, 考えていることをそのまま言ったり, 書いたりできるのはどのような時かを発表する。 <p>T: 「自分が思っていることや考えていることを, そのまま言ったり書いたりできるのはどういう時でしょうか」</p> <p>→ 児童にワークシート2に記入したことを発表させる。</p> <p>C: 「みんなの前じゃなくて, 友達同士だと言える」 C: 「授業とかでは, 言える時と言えない時がある」 C: 「自分は家族や仲がいい人にしか思ったことを言えない」 C: 「自分の思っていることをみんなに発表するのは恥ずかしいと感じるけど, 限られた範囲で言うなら恥ずかしくない」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝える相手や方法によって, 思ったり考えたりしたことを表現できることは違うことに気付かせる。 	ワークシート2

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	<p>③ 表現する媒体による違い</p> 	<p>● 直接話して伝えたときと、書いて伝えたときと、どのような違いがあるか話し合う。</p> <p>T: 「直接話して伝えたときと、文字に書いて伝えるときでは、どのような違いがあるのでしょうか」</p> <p>C: 「直接言いにくいことでも書くと伝えられたりする」</p> <p>C: 「話すときより、書く方がどきどきすることが少ないから、思ったことが書ける」</p> <p>C: 「話して伝えるときは身振りや表情を付け加えることができるし、書いて伝えるときは思ったことを形にして伝えることができる」</p> <p>C: 「書いて伝えると、あとあとまで紙が残ることになってしまうので、だれかに見せられたらどうしようと思うこともある」</p> <div data-bbox="375 1182 1313 1375" style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0f0ff; text-align: center;"> <p>みんなが思っていることや考えていることを言えたり、書けたりすると、どのようないいことがあるのだろう。</p> </div>	<p>・ここでの話し合いが、次時以降で扱うインターネットの掲示板における書き込みの問題へと意識がつながるように留意する。</p>	
まとめ	<p>④ 表現の自由の意義</p>	<p>T: 「自分の思いや考えを言えるとどんないいことがあるでしょう」</p> <p>C: 「自分のことが分かってもらえる」</p> <p>C: 「みんなで話し合うとよりよいものが見つけられる」</p> <p>C: 「自分の知っていることが人の役に立つ」</p> <p>C: 「自分だけでは考えつかなかったようなことが考えられる」</p> <p>C: 「誰かが間違った情報を流しても、他の人が正してくれる」</p>	<p>・表現の自由が確保されることによって、自分たちの学びや生活が豊かになることを意識できるように話し合いを進める。</p>	
	<p>⑤ 表現の自由</p>	<p>● 思ったことを自由に表現できることのよさについてまとめる。その際、思ったことを自由に言ったり書いたりできることを「表現の自由」ということを補説する。</p>		



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()

どんなときなら、自分が思っていることやおも かんが 考えたことを
そのまま言ったり書いたりできるかな？

<p>ば めん 場面</p>	<p>だれと？</p>	<p>じゆう 自由にできる (○) ば あい 場合によってできる (△) できない (×)</p>
<p>か ぞく 家族との かい わ 会話</p>		
<p>が っ き ゅ う かい 学級会</p>		
<p>で ん わ 電話</p>		
<p>は ん べ つ 班別の は な あ 話し合い</p>		
<p>て が み 手紙</p>		
<p>と も だ ち 友達との こ う かん に つ き 交換日記</p>		
<p>し ゅ く だ い 宿題の に つ き 日記</p>		
<p>じ ゅ き ょ う 授業</p>		
<p>が っ き ゅ う し ん ぶん 学級新聞</p>		

※ ほかにもあるかな？



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



はな 話して伝えるときと書いて伝えるとき、
ちが ちが
どんな違いがあるのかな？



Large empty rectangular box for writing answers to the first question.



じ ぶん おも 自分が思っていることや考えたことを言ったり、
か 書いたりとできることには、どんないいことがある？



Large empty rectangular box for writing answers to the second question.



第3時

①

インターネットの便利さと
注意事項




社会科

本時の
ねらい

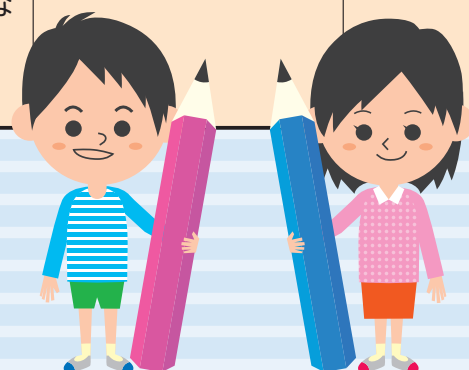
インターネットの掲示板を実際に見てみるなどして、児童であっても情報の発信主体となり得るなど、インターネット特有の便利さがあることを確認した上で、前時までの学習を踏まえて、身近な題材を用いて、インターネットを利用して情報を発信する際に気を付けなければならないことを理解させようとするもの。

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導 入	① インターネットでの情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ●コンピュータ室で実際のインターネットの掲示板を見て、思ったことを発表させる。 <p>T: 「これは、インターネットの掲示板だけど、見て思ったことを発表しましょう」 C: 「書き込んでいるのが誰だか分からない」 C: 「でも、なんかおもしろい」 C: 「自分が他の人になれる」 C: 「名前が出ないから、気軽に書き込むことができる」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教師が選んだ実際の掲示板を見て、話ができるようにする。 ・インターネット掲示板の匿名性と不特定多数に伝わるという特性を前提としておさえる。 	インターネット 掲示板
展 開	② インターネットの便利さ	<ul style="list-style-type: none"> ●グループごとに自分がインターネットで発信してみたいことを出し合い、インターネットの便利さについて確認する。 <p>T: 「自分がインターネットで発信してみたいことを出し合い、インターネットのいいところについて考えてみましょう」</p> <p>→ 児童にワークシート3を配布し、記入させ、発表させる。</p> <p>C: 「私は、自分の好きな芸能人のことを書きたいなあ」 C: 「ぼくは、自分のクラス自慢を出したい」 C: 「なんか、一つのことについて、みんなの意見が聞けるようにしたいな」</p>		ワーク シート 3



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
展開	 <p>③ インターネットを利用することについて</p>	<p>C: 「子どもでも言いたいことを自由に書けるから、楽しい」</p> <p>C: 「テレビ会社や新聞社につとめていない人でも、いろんな意見をみんなに知らせることができる」</p> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 20px; padding: 10px; background-color: #0070c0; color: white; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>インターネットの掲示板に自分が思っていることを何でも書いていいのだろうか。</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>→ 児童に資料2及びワークシート4を配布し、ワークシート4に記入・発表させる。</p> </div> <p>●自分が掲示板に書くとしたら、自分のことや友達のこと、いいことや悪いこと、どんなことでも書けるか発表させる。</p> <p>T: 「自分の名前を書かなければ、どんなことでも書けるでしょうか」</p> <p>C: 「書ける。自分だってばれなければ平気だと思う」</p> <p>C: 「書けない。自分が書いたことが後でばれるかも知れない」</p> <p>C: 「書けるけど、書かない。書けることは書けるけど、書かれた人の気持ちを考えないと」</p> <p>●自分が思っていることを自由にインターネットで発信していいか、太郎さんと花子さんの話をもとに考える。</p> <p>T: 「太郎さんと花子さんが、思っていることをインターネット掲示板に書き込もうとしているけど、どうでしょうか」</p>	<p>・太郎さんの話については、一方的な情報しか伝わっていない可能性があることをつかませる。</p> <p>・前時の学習を振り返らせながら意見を引き出す。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>資料2</p>  <p>ワークシート4</p> </div>

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
展開		<p>C: 「太郎さんの、友達のことを思っているんだからいいんじゃない?」</p> <p>C: 「でも、もしかしたら、いじめている人にも言い分があるかもよ。悪いのはBさんじゃない誰かかも知れないし」</p> <p>C: 「自分のことを一方的に書かれたらいやだな。反論ができないし…」</p> <p>C: 「書いたものはずっと後まで残ってしまうから、ずっと後になるまでBさんはいやな気持ちを持ち続けることになる」</p> <p>C: 「花子さんの、個人情報だからだめだと思う」</p> <p>C: 「でも、Cさんは有名な芸能人だから、個人情報を少し教えるくらいいいんじゃない?」</p> <p>C: 「Cさんの気持ちになったらやっぱりいやだと思う」</p>		
まとめ	④ 発信者の責任	<p>● インターネットの掲示板等へ書き込みを行うときに気を付けなければいけないことについてまとめる。</p> <p>T: 「インターネット掲示板へ書き込むとき、気を付けなければいけないことはなんですか」</p> <p>C: 「誰が見ているか分からないし、個人が特定されたり、悪口になったりしないように気を付けたい」</p> <p>C: 「書いたことはずっと後まで残ってしまうから、よく考えて書き込まないといけない」</p>		





ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()

インターネットの掲示板に…



①

タイトル: 投稿者: 投稿日:

②

タイトル: 投稿者: 投稿日:

③

タイトル: 投稿者: 投稿日:

インターネットの掲示板・チャット・名前を書かない
 メールだと、自分のことや友達のこと、
 いいことや悪いこと、どんなことでも書けるかな？



書ける

書けない **それはなぜ?**

どちらとも言えない



太郎さんの書きたいこと

Aさんは、クラスのBさんに仲間はずれにされているみたい。Aさんは、話す人がいなくて悲しそうだな。でも、直接には注意できないなあ。インターネットで見つけた「学校」っていう掲示板に思ったことを書いてみよう。僕たちの通っている〇〇小学校の名前は書くけど、自分の名前を書くのはやめておこうっと。

〇〇小学校のBさんはクラスメートのことを仲間はずれにしている。仲間はずれにされた人はいやだと思っているんだ。Bさんはなんてひどいんだろう。早くやめさせたい。



花子さんの書きたいこと

私は、有名な芸能人のCさんと友達なんだ。もっと人気が出るように、いろんなことをファンの人に教えてあげたい。だから、知っていることをファンの人たちが書いているインターネットの掲示板に書こうっと。

- Cさんの好きなこと
- Cさんの住んでいるところ
- Cさんの電話番号
- Cさんがよく行く食べ物屋さん
- Cさんの家族のこと





ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



資料2の太郎さんと花子さんの書きたいことを
読んで、考えてみよう。

1. 太郎さんの書きたいことは、掲示板に書いてもいいと思いますか？



わけ

2. 花子さんの書きたいことは、掲示板に書いてもいいと思いますか？



わけ



ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()



さい しょ 最初のワークシート3
「自分^{じぶん}だったら、こんなこと^かを書きたい！」で
あげたことを、インターネットの掲示板^{けいじばん}にそのまま
書いてもだいじょうぶかな？



Blank writing area for the first question.



インターネットの掲示板^{けいじばん}に書き込む^{かこ}ときに、
気を付け^{きつ}なければならない^{なん}ことは何だろう？



Blank writing area for the second question.

第3時
②

インターネットと 私のこと、友達のこと

社会科

本時の
ねらい

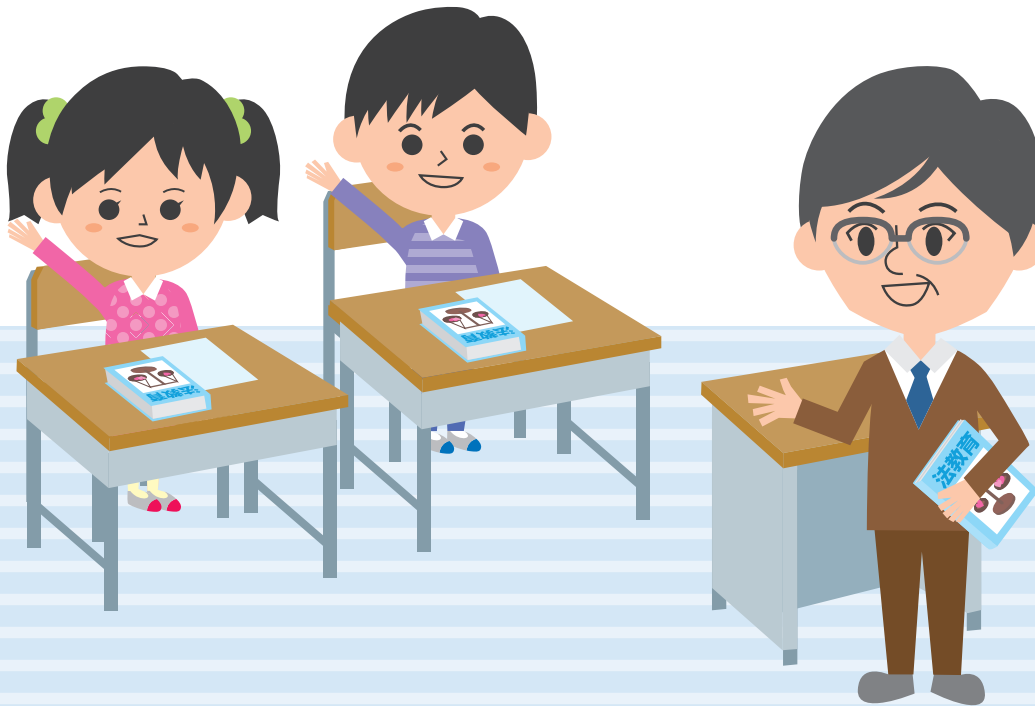
自分に関する情報をどのように扱ってほしいかの感じ方は一人ひとりで異なっていることを踏まえて、インターネットで情報を発信する際には、自分や他者の気持ち（プライバシー）に配慮することが必要であることに気付く。



	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の 留意点	資料等
導入	① インターネットでの情報の発信	<p>● コンピュータ室で実際のインターネットの掲示板を見て、思ったことを発表する。</p> <p>T: 「これは、インターネットの掲示板だけど、見て思ったことを発表しましょう」 C: 「書き込んでいるのが誰だか分からない」 C: 「でも、なんかおもしろい」 C: 「自分が他の人になれる」 C: 「名前が出ないから、気軽に書き込むことができる」</p>	<p>・教師が選んだ実際の掲示板を見て、話ができるようにする。</p> <p>・インターネット掲示板の匿名性と不特定多数に伝わるという特性を前提としておさえる。</p>	インターネット 掲示板
展開	② 自分に関する情報について	<p>● 自分にとって、次のことはどの範囲までなら知られていいかについて考える。</p> <p>T: 「次のことは、どの範囲までなら、誰にまで知られてもいいでしょうか。そしてそのわけはなんですか」</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>● 住所 ● 好きな人 ● 好きな食べ物 ● テストの点数 ● 身長 ● 体重 ● もっているゲームの数や名前 ● 困っていること ● きらいな食べ物</p> <p>① だれにも知られたくない ② 仲のいい子 ③ 家族 ④ クラス全員 ⑤ 誰でも</p> </div>		

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開	<p>③ 情報の発信と自分のこと, 友達のこと</p>	<p>→ 児童にワークシート5を配布し, 記入させ, 発表させる。</p> <p>●ワークシート5を見せ合いながら, グループで, それぞれが知られてもいい範囲を決めたわけについて話し合う。</p> <p>T: 「ワークシートを見せ合って, 友達と自分と比べながら, 知られていいと思った範囲やわけについて話し合しましょう」</p> <p>→ 児童にワークシート6の①～②に記入させ, 発表させる。</p> <p>C: 「知られていい範囲は, それぞれ違うんだね」 C: 「知られたくないことは本人しか分からないから, 他の人が一方的に決めつけられない」 C: 「みんな同じだと思っていた」</p> <p>●自分や友達に関する情報を発信するときに気を付けておかなければいけないことについて考えさせる。</p> <p>T: 「自分や友達のことをインターネット掲示板に書き込むときに, 気を付けることを発表してみましょう」</p> <p>→ 児童にワークシート6の③に記入させ, 発表させる。</p> <p>C: 「友達のことをインターネットに書き込むときは, 知らせていい情報が人によって違うので, 気を付けなければいけない」 C: 「今は誰に知られてもいいと思っている自分自身のことだって, インターネットに書き込んでしまうと, 後になって後悔するかもしれないから, 気を付けないといけない」</p>	<p>・人によって感覚が異なることを実感できるように留意する。</p>	<p>ワークシート5</p> <p>ワークシート6</p>

	学習内容	学習活動 発問(教師=T), 予想される発言例(児童=C)	指導上の留意点	資料等
展開		<p>C: 「インターネットは誰が見ているかわからないから、個人についての情報を書き込むのはやめておこうと思う」</p> <p>C: 「情報を発信するということには責任がある」</p>		
まとめ	④ 表現の自由の意義と発信者の責任	<p>● インターネットについて、自分の考えをまとめる。</p> <p>→ 児童にワークシート6の④に記入させる。</p>	<p>・本時で扱った「自分自身に関することがらで、他の人によって勝手に話されたり、知られたりしたくないこと」は、「プライバシー」と呼ばれることを補説してもよい。</p>	<p>ワークシート6</p>





ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前 ()

あなたは、次のことはどの人までなら知られてもいいですか？
カードに番号とわけを書きましょう。(番号は、2つ以上選べます。)



- ① 自分だけ
- ② 仲のいい子
- ③ 家族
- ④ クラス全員
- ⑤ だれに教えてもいい。

こ う 目 項 目	ばん 号 番 号	り ゆう 理 由
 じゅうしょ 住所		
 す ひと 好きな人		
 す 好きな た もの 食べ物		
 しんちよう たいじゆう 身長・体重		
 もっている ゲームの 数や なまえ 名前		
 テストの てんすう 点数		
 こま 困っている こと		
 きれいな た もの 食べ物		

メンバー ()

話し合いシート



ともだち くら きづ
① 友達と比べて気付いたこと



ともだち くら おも
② 友達と比べて思ったこと



じぶん ともだち けいじばん か きづ
③ 自分のことや友達のことを、インターネットの掲示板に書くときに気を付けること



④ インターネットについて思ったこと

参考 法務省における法教育の取組紹介

法教育のための教材を作成しています！

法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、法教育に関する教材を今回御紹介した小学生を対象とした教材のほかに以下の教材を作成しています。



中学生を 対象とした 教材

- 「ルールづくり」
- 「私法と消費者保護」
- 「憲法の意義」
- 「司法」
- 「現代社会をとらえる見方や考え方と決まり・契約」
- 「模擬裁判をやってみよう」
- 「正しい行動をする意志と勇気」
- 「刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～」
- 「約束ってなんだろう」
- 「ルールについて考えよう（中学生編）」
- 「裁判員制度」

高校生を 対象とした 教材

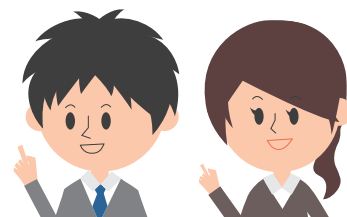
- 「経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題」
- 「労働と法」
- 「刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～」
- 「身の回りにおける法的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）」
- 「ルールについて考えよう（高校生編）」

▶ いずれも以下の法務省HPからダウンロードできます。



<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

各学校へ出前授業を積極的に行っています！



法務省内に法教育プロジェクトチームを作り、学校等からの依頼に応じて、関係機関の職員を派遣し、小・中学生及び高校生を対象として授業を行っています。

職員の派遣を希望する方は、授業の希望日の概ね1か月前までに下記アドレスまで希望日や授業内容等を御連絡ください。おって、担当職員から連絡をいたします（日程等の都合上、講師が派遣できない場合もありますので、御了承ください。）。

お問い合わせ先

法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課司法制度 第二係

TEL: 03-3580-4111 (代表) 内線2362 E-mail: housei06@moj.go.jp



本書の内容に関するお問い合わせは
下記の連絡先までお願いいたします。

法務省大臣官房司法法制部司法法制課
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
TEL 03-3580-4111(代表)内線2364
FAX 03-5511-7205
E-mail housei06@moj.go.jp

ルールは誰のもの？

～みんなで考える法教育～

2014年3月14日 初版発行

発 行 法教育推進協議会(法務省)

印刷・製本 株式会社坂東印刷

[本 社] 〒776-0001 徳島県吉野川市鴨島町牛島3043
TEL 0883-24-2234 FAX 0883-26-0535

[東京営業所] 〒141-0031 東京都品川区西五反田1-24-4-1014
TEL 03-5848-7701 FAX 03-5848-7702
URL <http://www.bandy.co.jp>

©2014 Printed in Japan

※乱丁、落丁は送料を弊社負担でお取り替えいたします。

本書は、環境に配慮して、再生紙を使用しています。

